

中国ブロック発注者協議会委員会

日 時: 書面開催(令和2年5月29日(金))

場 所: ー

議 事 次 第

~~1. 開 会~~

~~2. 換 拶~~

~~3. 出席者紹介~~

4. 議 事

(1) 「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について 資料1

(2) 令和元年度における指標の達成状況について

資料2

資料2(参考資料)

(3) 発注者協議会における新たな指標の設定について

資料3

資料3(参考資料)

~~(4) 各機関からの連絡事項~~

~~5. 閉 会~~

中国ブロック発注者協議会委員会

議 事 要 旨

4. 議 事

(1) 「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について 資料1

○構成員の変更について

- ・「日本下水道事業団」が新たに追加
- ・「広島高速道路公社」の部署変更。

※上記、構成員の変更について、設置要領の改正を行うこととする。

(2) 令和元年度における指標の達成状況について 資料2

資料2 (参考資料)

- 指標①：原則一般競争入札（達成率80%）
- 指標②：予定価格については原則事後公表（達成率68%）
- 指標③：総合評価落札方式の適切な活用（達成率62%）
- 指標④：元請業者に対し社会保険等の未加入業者との契約締結を禁止する措置（達成率89%）
- 指標⑤-1：適切な予定価格の設定（最新の積算基準を適用）（達成率100%）
- 指標⑤-2：適切な予定価格の設定（再販の単価を適用）（達成率96%）
- 指標⑥：適切な設計変更（達成率100%）
- 指標⑦：施工時期の平準化（別途、取り組み状況のとおり）

※上記、目標の達成状況について、公表することとする。

なお、指標①、指標②、指標③については、達成率が低い状況。

(3) 発注者協議会における新たな指標の設定について 資料3

資料3 (参考資料)

- 全国統一指標5項目（工事3項目、業務2項目）
令和2年5月20日に示され、令和2年度から取り組む
- 中国ブロック独自指標4項目（工事3項目、業務1項目）
令和2年9月～10月に決定し、令和3年度から取り組む

※上記のとおり指標を設定することとする。

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月9日から施行する。
この要領は、平成23年7月13日から施行する。
この要領は、平成24年7月18日から施行する。
この要領は、平成25年1月30日から施行する。
この要領は、平成25年7月9日から施行する。
この要領は、平成26年7月14日から施行する。
この要領は、平成27年9月2日から施行する。
この要領は、平成28年3月24日から施行する。
この要領は、平成29年3月24日から施行する。
この要領は、平成30年3月23日から施行する。
この要領は、令和元年7月23日から施行する。
この要領は、令和2年5月 日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長 会 長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局	管財部長	
		広島国税局	総務部次長	
	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部長	
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国運輸局	総務部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部	農林水産部長	
		県土整備部	県土整備部長	
	島根県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	広島県	農林水産局	農林水産局長	
		土木建築局	土木建築局長	
	山口県	農林水産部	農林水産部長	
		土木建築部	土木建築部長	
	岡山市	都市整備局	都市整備局長	
	広島市	都市整備局	都市整備局長	
	鳥取市	総務部	総務部長	
	松江市	都市整備部	都市整備部長	
	倉敷市	総務部	総務部長	
	三原市	財務部	財務部長	
	山口市	総務部	総務部長	
	西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長		
広島高速道路公社		理事		
日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	所 長	R2新規	
事務局	国土交通省	中国地方整備局	総務部長	
			企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考	
副幹事長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長		
	財務省	中国財務局 広島国税局	管財部 統括国有財産管理官 総務部 営繕監理官		
幹事長	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部 設計課長		
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長		
幹事長	国土交通省	中国地方整備局	企画部長		
			企画部 技術調整管理官		
			企画部 技術開発調整官		
			総務部 契約管理官		
			建政部 建設産業調整官		
			港湾空港部 事業計画官		
			営繕部 営繕品質管理官		
			各県代表事務所長	各県	
			中国運輸局	総務部 会計課長	
			海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長
環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長			
防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長			
広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ		
鳥取県	農林水産部	農地・水保全課長			
		県土整備部	技術企画課長		
島根県	農林水産部	農村整備課長			
		土木部	技術管理課長		
岡山県	農林水産部	農林水産部参与			
		土木部	技術管理課長		
広島県	農林水産局	農林整備管理課長			
		土木建築局	技術管理担当監		
山口県	農林水産部	農村整備課長			
		土木建築部	技術管理課長		
岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長			
広島市	都市整備局	技術管理課長			
鳥取市	総務部	検査契約課長			
松江市	財政部	契約検査課長			
倉敷市	総務部	工事検査課長			
三原市	財務部	契約課長			
山口市	総務部	契約監理課長			
西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部 技術管理担当課長			
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	調達課長			
広島高速道路公社	技術監理課	技術監理課長			
日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	プロジェクトマネジメント室長	R2新規		
事務局	中国地方整備局				

資料 2

令和元年度における指標の達成状況について

令和元年度の指標（H30～R2の指標として決定したもの）

3ヶ年(H30～R2)の指標

中国ブロック発注者協議会において、平成30年度から全国指標(3項目)を含む、以下の全7指標について、取り込んでいるところです。

- ①原則一般競争入札とする。
- ②予定価格については原則として事後公表とする。
- ③総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ④元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。
- ⑤適正な予定価格の設定(全国指標)
- ⑥適切な設計変更(全国指標)
- ⑦施工時期等の平準化(全国指標)

指標とは、運用指針において、発注関係事務が適切に実施されているか毎年調べ、結果をとりまとめ公表するため定めるものです。



令和元年度の指標結果

令和元年度の指標7項目の達成状況については以下のとおり

- | | | |
|------------------------------------|------|--|
| ①原則一般競争入札とする | 80% | ⇒一般競争入札に対する入札契約制度基準が未整備であり 達成度が低い |
| ②予定価格については原則として事後公表とする | 68% | ⇒予定価格の漏えい防止対策等が未整備であり 達成度が低い |
| ③総合評価落札方式の適切な活用を図る | 62% | ⇒地元企業優先等の指名競争が多く発注方式の基準が未整備であり 達成度が低い |
| ④元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う | 89% | ⇒前年度から向上しており、自治体等からのヒアリングによると取り組みが進んでいる状況であり、達成度は高い。 |
| ⑤適正な予定価格の設定 | 96% | ⇒各機関、概ね達成している。 |
| ⑥適切な設計変更 | 100% | ⇒各機関、達成している。 |
| ⑦施工時期等の平準化 | (-) | ⇒各機関において取り組んでいる状況であるが、更に促進する必要がある。 |

令和元年度の目標達成状況について

・赤字は、前年度から向上
 ・青字は前年度から下がったもの

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤-1		指標⑤-2		指標⑥		指標⑦
	原則一般競争入札とする		予定価格については原則として事後公表とする		総合評価落札方式の適切な活用を図る		元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う		適切な予定価格の設定最新の積算基準の適用		適切な予定価格の設定最新単価の適用		適切な設計変更		施工時期の平準化
国等	100%	14/14	100%	14/14	79%	11/14	100%	14/14	100%	14/14	79%	11/14	100%	14/14	取り組み状況を確認
鳥取県	65%	13/20	65%	13/20	45%	9/20	80%	16/20	100%	20/20	100%	20/20	100%	20/20	取り組み状況を確認
島根県	95%	19/20	65%	13/20	45%	9/20	85%	17/20	100%	20/20	95%	19/20	100%	20/20	取り組み状況を確認
岡山県	71%	20/28	61%	17/28	50%	14/28	100%	28/28	100%	28/28	100%	28/28	100%	28/28	取り組み状況を確認
広島県	79%	19/24	50%	12/24	79%	19/24	92%	22/24	100%	24/24	96%	23/24	100%	24/24	取り組み状況を確認
山口県	80%	16/20	85%	17/20	80%	16/20	75%	15/20	100%	20/20	100%	20/20	100%	20/20	取り組み状況を確認
全体	80%	101/126	68%	86/126	62%	78/126	89%	112/126	100%	126/126	96%	121/126	100%	126/126	

・全機関数のうち、入札契約制度基準を整備し全部又は一部工事で実施した機関数の割合

・全機関数のうち、予定価格の事後公表を全部又は一部工事で実施した機関数の割合

・全機関数のうち、制度基準を整備し全部又は一部工事で実施した機関数の割合

・全機関数のうち、保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を実施した機関数の割合

・全機関数のうち、最新基準を適用した機関数の割合

・全機関数のうち、6ヶ月以内に最新単価への更新を行った機関数の割合

・全機関数のうち、必要な設計変更を実施した機関数の割合

・○/○は、達成機関数/全体機関数を示す
 ・国等には、特殊法人等を含む
 ・各県には、全県内市町村を含む

実施状況の結果について

結果	●一般競争入札に対する入札契約制度基準の未整備も25機関と多く達成度は低い。 ●ヒアリング結果から、未整備の25機関のうち17機関は策定・実施に向けた取り組みが進んでいるが残りの8機関は下記の理由で取り組まれていない状況。 ①地域産業の活性化等の理由で地元業者での指名競争 ・7機関 ②必要性の理解が不十分 ・1機関	●予定価格の事後公表への意識が低く40機関と多く達成度は低い。 ●ヒアリング結果から、未実施の40機関のうち15機関は実施に向けた取り組みが進んでいるが、残りの25機関は下記の理由で取り組まれていない状況。 ①漏洩等の不正防止対策が整備できていない ・12機関 ②事前公表による弊害は生じていない ・6機関 ③必要性の理解が不十分 ・7機関	●総合評価落札方式の活用に対する制度基準の未整備が44機関と多く達成度が低い。 ●ヒアリング結果から、未実施の44機関のうち29機関は実施に向けた取り組みが進んでいるが残りの15機関は下記の理由で取り組まれていない状況。 ①地域産業の活性化等の理由で地元業者での指名競争 ・11機関 ②必要性の理解が不十分 ・4機関	●元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置については、取り組みが進んでいる状況であり達成度が高い。 ●ヒアリング結果から、未実施の14機関のうち13機関は実施に向けた取り組みが進んでいるが、残りの1機関は必要性の理解が不十分であることによるものとなっている。	●未達成が0機関と実施に向けた取り組みが進み達成。	●未達成が5機関と実施に向けた取り組みが進んでおり概ね達成。	●未達成が0機関と実施に向けた取り組みが進み達成。	●各機関において、施工時期の平準化について、できることから取り組んでいる状況であるが、更に促進する必要がある。
結果	●一般競争入札に対する入札契約制度基準の未整備も25機関と多く達成度は低い。 ●ヒアリング結果から、未整備の25機関のうち17機関は策定・実施に向けた取り組みが進んでいるが残りの8機関は下記の理由で取り組まれていない状況。 ①地域産業の活性化等の理由で地元業者での指名競争 ・7機関 ②必要性の理解が不十分 ・1機関	●予定価格の事後公表への意識が低く40機関と多く達成度は低い。 ●ヒアリング結果から、未実施の40機関のうち15機関は実施に向けた取り組みが進んでいるが、残りの25機関は下記の理由で取り組まれていない状況。 ①漏洩等の不正防止対策が整備できていない ・12機関 ②事前公表による弊害は生じていない ・6機関 ③必要性の理解が不十分 ・7機関	●総合評価落札方式の活用に対する制度基準の未整備が44機関と多く達成度が低い。 ●ヒアリング結果から、未実施の44機関のうち29機関は実施に向けた取り組みが進んでいるが残りの15機関は下記の理由で取り組まれていない状況。 ①地域産業の活性化等の理由で地元業者での指名競争 ・11機関 ②必要性の理解が不十分 ・4機関	●元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置については、取り組みが進んでいる状況であり達成度が高い。 ●ヒアリング結果から、未実施の14機関のうち13機関は実施に向けた取り組みが進んでいるが、残りの1機関は必要性の理解が不十分であることによるものとなっている。	●未達成が0機関と実施に向けた取り組みが進み達成。	●未達成が5機関と実施に向けた取り組みが進んでおり概ね達成。	●未達成が0機関と実施に向けた取り組みが進み達成。	●各機関において、施工時期の平準化について、できることから取り組んでいる状況であるが、更に促進する必要がある。

令和元年度における指標の達成状況について
公表資料（案）

運用指針に基づく指標設定（H27～）

◆中国ブロック発注者協議会の目標10項目（H27～H29）

各発注機関が自ら達成時期と達成度の目標を設定し、自己評価により達成度を判断。

- ①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。
- ②歩切りは行わない。
- ③適切な工期を設定する。
- ④原則一般競争入札とする。
- ⑤社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除する。
- ⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の設定・適切な活用（事前公表しない。）を徹底する。
- ⑦予定価格については原則として事後公表とする。
- ⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ⑨適切に設計変更（施工条件・追加工事等）を行う。
- ⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。

◆品確法運用指針の全国统一指標案

あくまで各発注機関が自らの相対的な立ち位置を知るためのもの。

- ①**適正な予定価格の設定**
 指標①－1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
 指標①－2：単価の更新頻度
- ②**適切な設計変更**
 指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 指標②－2：設計変更の実施工事率
- ③**施工時期等の平準化**
 指標③－1：平準化率

3ヶ年（H30～R2）の指標

中国ブロック発注者協議会の目標項目のうち、達成度が低い項目を引き続き指標とすると共に、全国统一指標を取り込んだ7項目とする。

- ①原則一般競争入札とする。
- ②予定価格については原則として事後公表とする。
- ③総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ④元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。
- ⑤適正な予定価格の設定
- ⑥適切な設計変更
- ⑦施工時期等の平準化

令和元年度達成状況について

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤	指標⑥	指標⑦
	原則一般競争入札とする		予定価格については原則として事後公表とする		総合評価落札方式の適切な活用を図る		元請業者に対し社会保険等未加業者との契約締結を禁止する措置を行う		適切な予定価格の設定	適切な設計変更	施工時期の平準化
国等	100%	14/14	100%	14/14	79%	11/14	100%	14/14	取り組み状況確認	取り組み状況確認	取り組み状況確認
鳥取県	65%	13/20	65%	13/20	45%	9/20	80%	16/20			
島根県	95%	19/20	65%	13/20	45%	9/20	85%	17/20			
岡山県	71%	20/28	61%	17/28	50%	14/28	100%	28/28			
広島県	79%	19/24	50%	12/24	79%	19/24	92%	22/24			
山口県	80%	16/20	85%	17/20	80%	16/20	75%	15/20			
全体	80%	101/126	68%	86/126	62%	78/126	89%	112/126			

※1:○／○は、達成機関数／全体機関数 を示す

※2:国等には、特殊法人等を含む

※3:各県には、全県内市町村を含む

令和元年度達成状況について

指標①：原則一般競争入札とする

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎
財務省 中国財務局	◎	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	◎	三原市	◎	下関市	◎
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	◎	呉市	◎	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	○	益田市	◎	玉野市	◎	竹原市	◎	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	○	大田市	◎	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	▲	安来市	◎	井原市	○	福山市	◎	下松市	◎
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	智頭町	○	江津市	◎	総社市	○	府中市	◎	岩国市	◎
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	×	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	◎	光市	◎
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	○	新見市	▲	庄原市	◎	長門市	◎
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	湯梨浜町	○	飯南町	○	備前市	○	大竹市	○	柳井市	◎
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	○	川本町	○	瀬戸内市	◎	東広島市	◎	美祢市	○
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	北栄町	○	美郷町	○	赤磐市	◎	廿日市市	◎	周南市	◎
広島高速道路公社	◎	日吉津村	×	邑南町	○	真庭市	○	安芸高田市	◎	山陽小野田市	▲
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	大山町	▲	津和野町	○	美作市	○	江田島市	×	周防大島町	○
	14/14	南部町	▲	吉賀町	◎	浅口市	○	府中町	×	和木町	×
		伯耆町	○	海士町	○	和気町	▲	海田町	○	上関町	▲
		日南町	○	西ノ島町	○	早島町	◎	熊野町	×	田布施町	○
		日野町	×	知夫村	×	里庄町	▲	坂町	×	平生町	▲
		江府町	×	隠岐の島町	○	矢掛町	▲	安芸太田町	◎	阿武町	○
		達成度	65%	達成度	95%	新庄村	▲	北広島町	◎	達成度	80%
		※◎又は○ の機関数	13/20	※◎又は○ の機関数	19/20	鏡野町	○	大崎上島町	▲	※◎又は○ の機関数	16/20
						勝央町	○	世羅町	◎		
						奈義町	▲	神石高原町	○		
						西粟倉村	×	達成度	79%		
						久米南町	▲	※◎又は○ の機関数	19/24		
						美咲町	◎				
						吉備中央町	○				
						達成度	71%				
						※◎又は○ の機関数	20/28				

令和元年度達成状況について

指標②： 予定価格については原則として事後公表とする

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	○	島根県	×	岡山県	◎	広島県	○	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎
財務省 中国財務局	◎	米子市	×	浜田市	◎	倉敷市	○	三原市	×	下関市	◎
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	▲	呉市	▲	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	▲	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	×	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	×	大田市	◎	笠岡市	▲	尾道市	◎	防府市	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	×	安来市	×	井原市	▲	福山市	▲	下松市	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	智頭町	◎	江津市	×	総社市	×	府中市	○	岩国市	×
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	○	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	○	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	×	新見市	▲	庄原市	▲	長門市	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	湯梨浜町	×	飯南町	×	備前市	◎	大竹市	×	柳井市	○
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	○	川本町	◎	瀬戸内市	○	東広島市	▲	美祢市	×
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	北栄町	×	美郷町	◎	赤磐市	×	廿日市市	○	周南市	◎
広島高速道路公社	◎	日吉津村	◎	邑南町	○	真庭市	◎	安芸高田市	▲	山陽小野田市	○
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	大山町	○	津和野町	○	美作市	○	江田島市	○	周防大島町	◎
	14/14	南部町	○	吉賀町	▲	浅口市	▲	府中町	◎	和木町	×
		伯耆町	○	海士町	◎	和気町	▲	海田町	◎	上関町	○
		日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	◎	熊野町	◎	田布施町	◎
		日野町	◎	知夫村	◎	里庄町	◎	坂町	×	平生町	◎
		江府町	×	隠岐の島町	◎	矢掛町	×	安芸太田町	◎	阿武町	◎
		達成度	65%	達成度	65%	新庄村	×	北広島町	○	達成度	85%
		※◎又は○ の機関数	13/20	※◎又は○ の機関数	13/20	鏡野町	×	大崎上島町	▲	※◎又は○ の機関数	17/20
						勝央町	◎	世羅町	▲		
						奈義町	◎	神石高原町	×		
						西粟倉村	◎	達成度	50%		
						久米南町	○	※◎又は○ の機関数	12/24		
						美咲町	◎				
						吉備中央町	◎				
						達成度	61%				
						※◎又は○ の機関数	17/28				

令和元年度達成状況について

指標③：総合評価落札方式の適切な活用を図る。

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×：未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	○	岡山県	○	広島県	○	山口県	○
警察庁 中国四国管区警察局	▲	鳥取市	○	松江市	○	岡山市	○	広島市	○	山口市	○
財務省 中国財務局	○	米子市	○	浜田市	○	倉敷市	○	三原市	▲	下関市	○
財務省 広島国税局	▲	倉吉市	○	出雲市	○	津山市	○	呉市	○	宇部市	○
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	○	益田市	○	玉野市	▲	竹原市	○	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	○	岩美町	×	大田市	○	笠岡市	○	尾道市	○	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	○	若桜町	×	安来市	×	井原市	▲	福山市	○	下松市	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	智頭町	×	江津市	▲	総社市	○	府中市	○	岩国市	○
環境省 中国四国地方環境事務所	○	八頭町	▲	雲南市	○	高梁市	▲	三次市	▲	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	▲	新見市	▲	庄原市	○	長門市	×
西日本高速道路(株) 中国支社	○	湯梨浜町	○	飯南町	▲	備前市	○	大竹市	▲	柳井市	○
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	○	琴浦町	○	川本町	×	瀬戸内市	▲	東広島市	○	美祢市	×
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	○	北栄町	○	美郷町	×	赤磐市	○	廿日市市	○	周南市	○
広島高速道路公社	○	日吉津村	×	邑南町	○	真庭市	○	安芸高田市	▲	山陽小野田市	○
達成度 ※◎又は○の機関数	79%	大山町	▲	津和野町	×	美作市	×	江田島市	○	周防大島町	○
	11/14	南部町	×	吉賀町	×	浅口市	○	府中町	○	和木町	○
		伯耆町	×	海士町	×	和気町	▲	海田町	○	上関町	×
		日南町	×	西ノ島町	×	早島町	○	熊野町	○	田布施町	○
		日野町	×	知夫村	×	里庄町	▲	坂町	×	平生町	×
		江府町	×	隠岐の島町	○	矢掛町	○	安芸太田町	○	阿武町	○
		達成度	45%	達成度	45%	新庄村	×	北広島町	○	達成度	80%
		※◎又は○ の機関数	9/20	※◎又は○ の機関数	9/20	鏡野町	▲	大崎上島町	○	※◎又は○ の機関数	16/20
						勝央町	▲	世羅町	○		
						奈義町	▲	神石高原町	○		
						西粟倉村	×	達成度	79%		
						久米南町	▲	※◎又は○ の機関数	19/24		
						美咲町	○				
						吉備中央町	○				
						達成度	50%				
						※◎又は○ の機関数	14/28				

令和元年度達成状況について

指標④：元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	◎	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	○
財務省 中国財務局	◎	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	○	三原市	◎	下関市	○
財務省 広島国税局	○	倉吉市	◎	出雲市	◎	津山市	○	呉市	◎	宇部市	○
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	◎	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	◎	萩市	▲
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	◎	大田市	◎	笠岡市	○	尾道市	◎	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	◎	安来市	◎	井原市	○	福山市	◎	下松市	×
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	智頭町	◎	江津市	◎	総社市	○	府中市	◎	岩国市	▲
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	▲	雲南市	◎	高梁市	○	三次市	▲	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	◎	奥出雲町	○	新見市	○	庄原市	▲	長門市	◎
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	湯梨浜町	◎	飯南町	◎	備前市	◎	大竹市	○	柳井市	▲
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	▲	川本町	◎	瀬戸内市	◎	東広島市	◎	美祢市	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	北栄町	◎	美郷町	×	赤磐市	○	廿日市市	◎	周南市	▲
広島高速道路公社	◎	日吉津村	×	邑南町	◎	真庭市	○	安芸高田市	◎	山陽小野田市	○
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	大山町	◎	津和野町	×	美作市	○	江田島市	◎	周防大島町	◎
	14/14	南部町	◎	吉賀町	◎	浅口市	○	府中町	◎	和木町	◎
		伯耆町	◎	海士町	◎	和気町	○	海田町	◎	上関町	◎
		日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	○	熊野町	◎	田布施町	◎
		日野町	◎	知夫村	◎	里庄町	○	坂町	◎	平生町	◎
		江府町	×	隠岐の島町	◎	矢掛町	○	安芸太田町	◎	阿武町	◎
		達成度	80%	達成度	85%	新庄村	○	北広島町	◎	達成度	75%
		※◎又は○ の機関数	16/20	※◎又は○ の機関数	17/20	鏡野町	○	大崎上島町	◎	※◎又は○ の機関数	15/20
						勝央町	○	世羅町	◎		
						奈義町	○	神石高原町	◎		
						西粟倉村	○	達成度	92%		
						久米南町	○	※◎又は○ の機関数	22/24		
						美咲町	○				
						吉備中央町	○				
						達成度	100%				
						※◎又は○ の機関数	28/28				

令和元年度達成状況について

指標⑤：適切な予定価格の設定
1)最新の積算基準の適用状況

a:最新基準適用かつ基準範囲外においても要領を整備
b:最新基準を適用するが基準範囲外における要領未整備。
c:その他

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	a	鳥取県	a	島根県	a	岡山県	a	広島県	a	山口県	a
警察庁 中国四国管区警察局	a	鳥取市	a	松江市	a	岡山市	a	広島市	a	山口市	a
財務省 中国財務局	a	米子市	a	浜田市	a	倉敷市	a	三原市	b	下関市	b
財務省 広島国税局	a	倉吉市	a	出雲市	a	津山市	a	呉市	a	宇部市	b
農林水産省 中国四国農政局	a	境港市	a	益田市	a	玉野市	a	竹原市	b	萩市	b
林野庁 近畿中国森林管理局	a	岩美町	a	大田市	a	笠岡市	a	尾道市	a	防府市	a
国土交通省 中国運輸局	a	若桜町	a	安来市	b	井原市	b	福山市	a	下松市	b
海上保安庁 第六管区海上保安本部	a	智頭町	a	江津市	b	総社市	a	府中市	a	岩国市	a
環境省 中国四国地方環境事務所	b	八頭町	a	雲南市	a	高梁市	a	三次市	a	光市	b
防衛省 中国四国防衛局	a	三朝町	a	奥出雲町	b	新見市	a	庄原市	b	長門市	b
西日本高速道路(株) 中国支社	a	湯梨浜町	a	飯南町	a	備前市	b	大竹市	a	柳井市	b
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	a	琴浦町	a	川本町	a	瀬戸内市	a	東広島市	a	美祢市	a
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	a	北栄町	a	美郷町	b	赤磐市	b	廿日市市	b	周南市	a
広島高速道路公社	a	日吉津村	a	邑南町	a	真庭市	a	安芸高田市	a	山陽小野田市	b
		大山町	a	津和野町	a	美作市	b	江田島市	b	周防大島町	a
		南部町	a	吉賀町	b	浅口市	b	府中町	b	和木町	a
		伯耆町	a	海士町	a	和気町	b	海田町	b	上関町	b
		日南町	a	西ノ島町	b	早島町	b	熊野町	a	田布施町	b
		日野町	a	知夫村	b	里庄町	b	坂町	b	平生町	a
		江府町	a	隠岐の島町	b	矢掛町	a	安芸太田町	b	阿武町	b
						新庄村	b	北広島町	b		
						鏡野町	b	大崎上島町	b		
						勝央町	a	世羅町	a		
						奈義町	a	神石高原町	a		
						西粟倉村	a				
						久米南町	b				
						美咲町	a				
						吉備中央町	a				

令和元年度達成状況について

指標⑤：適切な予定価格の設定
2)単価の更新頻度

a:最新単価
b:3ヶ月以内に更新
c:6ヶ月以内に更新
d:12ヶ月以内に更新
e:それ以上

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	a	鳥取県	a	島根県	a	岡山県	a	広島県	a	山口県	b
警察庁 中国四国管区警察局	a	鳥取市	a	松江市	a	岡山市	b	広島市	a	山口市	b
財務省 中国財務局	d	米子市	a	浜田市	a	倉敷市	a	三原市	a	下関市	b
財務省 広島国税局	d	倉吉市	a	出雲市	a	津山市	a	呉市	a	宇部市	b
農林水産省 中国四国農政局	a	境港市	a	益田市	a	玉野市	a	竹原市	a	萩市	b
林野庁 近畿中国森林管理局	a	岩美町	a	大田市	a	笠岡市	a	尾道市	a	防府市	b
国土交通省 中国運輸局	a	若桜町	a	安来市	a	井原市	a	福山市	a	下松市	b
海上保安庁 第六管区海上保安本部	a	智頭町	a	江津市	a	総社市	a	府中市	a	岩国市	b
環境省 中国四国地方環境事務所	c	八頭町	a	雲南市	a	高梁市	a	三次市	a	光市	b
防衛省 中国四国防衛局	b	三朝町	a	奥出雲町	a	新見市	a	庄原市	a	長門市	b
西日本高速道路(株) 中国支社	a	湯梨浜町	a	飯南町	a	備前市	a	大竹市	a	柳井市	b
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	a	琴浦町	a	川本町	a	瀬戸内市	a	東広島市	a	美祢市	b
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	a	北栄町	a	美郷町	a	赤磐市	a	廿日市市	a	周南市	b
広島高速道路公社	a	日吉津村	a	邑南町	a	真庭市	a	安芸高田市	a	山陽小野田市	b
		大山町	a	津和野町	a	美作市	a	江田島市	a	周防大島町	b
		南部町	a	吉賀町	d	浅口市	a	府中町	a	和木町	b
		伯耆町	a	海士町	a	和気町	b	海田町	c	上関町	b
		日南町	a	西ノ島町	a	早島町	a	熊野町	a	田布施町	b
		日野町	a	知夫村	a	里庄町	a	坂町	a	平生町	b
		江府町	a	隠岐の島町	a	矢掛町	a	安芸太田町	a	阿武町	b
						新庄村	a	北広島町	a		
						鏡野町	a	大崎上島町	a		
						勝央町	a	世羅町	a		
						奈義町	a	神石高原町	a		
						西粟倉村	a				
						久米南町	a				
						美咲町	a				
						吉備中央町	a				

令和元年度達成状況について

指標⑥：適切な設計変更

a:ガイトラインを策定・活用
 b:ガイトライン未策定だが、必要に応じて設計変更実施
 c:設計変更を実施していない

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	a	鳥取県	a	島根県	a	岡山県	a	広島県	a	山口県	a
警察庁 中国四国管区警察局	b	鳥取市	a	松江市	a	岡山市	a	広島市	a	山口市	a
財務省 中国財務局	b	米子市	b	浜田市	b	倉敷市	b	三原市	b	下関市	a
財務省 広島国税局	b	倉吉市	b	出雲市	a	津山市	a	呉市	b	宇部市	a
農林水産省 中国四国農政局	a	境港市	a	益田市	a	玉野市	b	竹原市	b	萩市	b
林野庁 近畿中国森林管理局	a	岩美町	b	大田市	b	笠岡市	b	尾道市	a	防府市	a
国土交通省 中国運輸局	b	若桜町	b	安来市	b	井原市	b	福山市	a	下松市	b
海上保安庁 第六管区海上保安本部	a	智頭町	b	江津市	a	総社市	b	府中市	a	岩国市	a
環境省 中国四国地方環境事務所	b	八頭町	b	雲南市	a	高梁市	a	三次市	b	光市	b
防衛省 中国四国防衛局	b	三朝町	b	奥出雲町	a	新見市	b	庄原市	b	長門市	a
西日本高速道路(株) 中国支社	a	湯梨浜町	b	飯南町	b	備前市	b	大竹市	b	柳井市	b
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	a	琴浦町	b	川本町	a	瀬戸内市	a	東広島市	b	美祢市	a
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	b	北栄町	b	美郷町	b	赤磐市	a	廿日市市	b	周南市	b
広島高速道路公社	a	日吉津村	b	邑南町	a	真庭市	a	安芸高田市	a	山陽小野田市	b
		大山町	b	津和野町	b	美作市	b	江田島市	b	周防大島町	b
		南部町	b	吉賀町	b	浅口市	b	府中町	b	和木町	b
		伯耆町	b	海士町	b	和気町	b	海田町	b	上関町	b
		日南町	b	西ノ島町	b	早島町	a	熊野町	b	田布施町	b
		日野町	b	知夫村	b	里庄町	b	坂町	b	平生町	b
		江府町	b	隠岐の島町	b	矢掛町	b	安芸太田町	b	阿武町	b
						新庄村	b	北広島町	a		
						鏡野町	a	大崎上島町	b		
						勝央町	b	世羅町	b		
						奈義町	b	神石高原町	b		
						西粟倉村	b				
						久米南町	a				
						美咲町	b				
						吉備中央町	b				

令和元年度達成状況について

指標⑦：施工時期の平準化

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	当初予算におけるゼロ国債の設定、早期発注や繰越制度の活用により適正な工期の確保により平準化に取り組んでいる。	鳥取県	ゼロ国債を活用して平準化に取り組んでいる。	島根県	ゼロ国債を含む債務負担行為制度の活用(H27.11～)や、繰越制度を活用(H28.11～)し、第1四半期の工事数を増やしている。	岡山県	複数年債務、翌債、ゼロ債の活用や余裕期間設定工事の試行等により平準化に取り組んでいる。	広島県	必要に応じ、翌債・繰越制度を活用している。工事着手日選択型契約方式の適用を検討したうえで発注している。	山口県	ゼロ国債の設定、翌債・繰越制度の活用、複数年の債務負担行為の設定、早期発注により、平準化に取り組んでいる。
警察庁 中国四国管区 警察局	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	鳥取市	現在のところ取組は出ていない。	松江市	繰越制度等を活用し、上半期(特に4～7月)の施工工事数を増やしている。	岡山市	ゼロ市債、繰越制度の活用により平準化に取り組んでいる。	広島市	ゼロ市債を活用して平準化に取り組んでいる。	山口市	早期発注により、4～6月の発注件数の増に取り組んでいる。今後、更に早期発注に努めるとともに、早期繰越処理の実施により4～6月の施工工事数の増を図っていく。
財務省 中国財務局	年度当初からの予算執行を念頭に平準化に努めている。	米子市	債務負担行為、繰越の活用及び早期発注に努めている	浜田市	大規模工事の場合、債務負担行為により工事発注をし、複数年度で施工をしている。また、年度末に工期が集中しないよう、年度前から積算の前倒しを行い、年度当初に発注をするなど平準化を心掛けている。	倉敷市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。	三原市	進捗管理に努めることで平準化を図っているが、補助事業についての早期着手が困難である。	下関市	債務負担行為の活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期の平準化に努めるよう工事担当課に周知している。
財務省 広島国税局	業務が集中しないよう、工事の発注計画を立て、発注の平準化に取り組んでいる。	倉吉市	できるだけ早期発注できるように各発注課において取り組んでいる。	出雲市	年間計画を作成し、常に進捗状況を把握しながら、可能な限り早期発注するよう心掛けている。	津山市	債務負担行為の活用、速やかな繰越措置、積算前倒しによる早期発注に努めている。	呉市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。	宇部市	早期発注を原則とし、現場条件等にも考慮しながら実施している。
農林水産省 中国四国農政局	国債や翌債、また、早期発注に取り組む、平準化となるよう努力している。	境港市	一部工事でR1-R2年度の債務負担を設定し、ゼロ市債工事の発注を行う。	益田市	取組みをしていない	玉野市	前年度からの設計により、できるだけ新年度の早期発注数を増やしている。	竹原市	単独事業については、前年度に設計を行い、年度当初の発注を進めている。しかしながら、補助事業等は交付決定の時期が6月頃になることや、早着不可の事業もあり平準化に苦慮している。	萩市	担当課と調整し、可能な限り早期発注に努めている。
林野庁 近畿中国森林 保安局	ゼロ国債、翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	岩美町	翌債、繰越制度を活用し4～7月の施工工事数を増やしている。	大田市	できるだけ早期発注するよう心掛けている。	笠岡市	発注前年度に積算に取り掛かるなど早期発注を図る。	尾道市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4月～7月の施工工事数を増やしている。	防府市	年度当初から工事発注できるよう発注予定工事の調整協議を実施している。
国土交通省 中国運輸局	工事件数が少ないため実施していない。	若桜町	できるだけ早期に発注し、年末・年度末への集中を避けるようにしている。	安来市	前年度までに一定程度の積算を完了させるなど積算の前倒しすることにより、年度当初からの工事発注を増やす。また、HPにおいて、発注見通しを公表することで、執行率の達成を促進する。	井原市	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やしている。	福山市	年度当初に予算執行方針を示す中で、上半期での発注率80%以上を目標として、進捗管理を行っている。また、必要に応じ、翌債、繰越制度を活用している。	下松市	年度当初から早期に発注している。工期の平準化を図るために債務負担行為や繰越制度を設定している。
海上保安庁 第六管区海上 保安本部	翌債等を活用している。	智頭町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。	江津市	早期発注を心掛けている。	総社市	特になし(工期確保のための債務負担行為、繰越制度は活用している)	府中市	どうしても必要な工事についてのみ債務負担行為等活用し年度当初の発注を行っている。	岩国市	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やしている。また、債務負担行為の活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期の平準化に努めるよう工事担当課
環境省 中国四国地方 環境事務所	できる限り早期発注に努めている	八頭町	繰越制度の活用や早期発注により、4～6月の施工工事数を増やしている。	雲南市	4～6月の施工工事数を増やすために、前年度に業者選定や設計等の準備を行っている。	高梁市	適切な工期設定を行ったうえで、繰越制度を活用している。	三次市	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やすよう努力している。債務負担の活用や繰越制度の確保できない案件は早めの繰越を促している。	光市	早期発注に努めているが、現場条件等にも考慮し、適正に実施している。場合によっては、繰越制度、債務負担行為等を活用。
防衛省 中国四国防衛 局	実施していない。	三朝町	適正な工期を設定するよう努めており、任意着手方式の活用を実施	奥出雲町	発注見通し・繰越制度の活用。	新見市	繰越制度を活用し、4～6月の施工工事数を増やしている。	庄原市	道路維持工事や単独事業等、年度当初に設計可能な工事は極力4～6月の発注を行い、施工工事数を増やすよう取り組んでいる。	長門市	平準化の取り組みはなく、早期発注を目標としている。なお、場合によっては繰越制度を活用している。
西日本高速道路(株) 中国支社	単年度予算主義ではないが、業務が集中しないよう工事の発注計画を立て、発注の平準化に取り組んでいる。	湯梨浜町	平準化を目的とした特段の取組は行っていない。	飯南町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	備前市	繰越制度を活用し、工事完成時期の年度末の集中を避ける。適正工期を確保できるよう早期(4月～7月)に発注する	大竹市	必要に応じ、繰越制度の活用や積算の前倒しを行っている。	柳井市	債務負担行為や繰越制度の活用により、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。
本州四国連絡 高速道路(株) しまなみ尾道 管理センター	計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注	琴浦町	補助・交付金事業は、内示後発注。その他は早期発注。年度後半は、繰越制度を活用している。	川本町	繰越制度を活用し、わずかではあるが取り組んでいる	瀬戸内市	翌債、繰越制度を活用し、適正工期の確保には取り組んでいるが、平準化の取組みまでには至っていない。	東広島市	債務負担行為、繰越制度を活用している。	美祢市	庁内説明会等で早期発注を促し、平準を図っている。
国立研究開発 法人 日本原子力 研究開発機構 人形峠環境技 術センター	年間の工事発注計画策定や契約受付締切を設定することで、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年末への集中を避けるなど予算執行上の工夫を行うとともに、自然条件(降雪等)を動かし、できるだけ4～12月の施工を徹底している。	北栄町	繰越制度を活用し、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。	美郷町	予算執行ができるものについては早期に発注し、繰越制度も活用するなどして、年度末への工事の集中を回避し、4～6月の施工を増やすよう取り組んでいる。	赤磐市	取組なし	・事業課に発注時期を調査し計画的に事業執行を行っている。 ・必要に応じ債務負担行為を活用している。 ・繰越制度を適切に運用している	周南市	早期発注や債務負担行為の積極的な活用等により施行時期の平準化に取り組んでいる。	
広島高速道路 公社	債務負担・繰越制度を活用し複数年工期の工事発注を行い、施工時期の平準化を図っているほか、着手日選択型契約方式を導入した。	日吉津村	工事の性格等を踏まえた適切な工期を設定のうえ、施工時期が下半期に集中しないように配慮している。	邑南町	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やしている。また、繰越制度は必要に応じ活用している。	真庭市	平準化に向けた取り組みとして、繰越制度の活用や早期発注を心がけている。	安芸高田市	必要に応じ、繰越制度を活用している。	山陽小野田市	繰越制度を活用している。
		大山町	債務負担を活用している。	津和野町	上半期・下半期で発注が平準化するよう努めている。また、繰越制度も活用している。	美作市	具体的な取り組みはしていない。	江田島市	早期に積算を行い、4月入札の発注も図っている。	周防大島町	繰越制度の活用により、できるだけ年度初めに早期発注するよう努めている
		南部町	入札発注事務の一元化により、発注率の平準化及び早期発注に取り組んでいる。	吉賀町	繰越制度の活用や下半期に発注が集中しないよう努めている。	浅口市	取り組めていない。	府中町	必要に応じ、翌債・繰越制度を活用している。	和木町	時期に合った工期設定をしている。
		伯耆町	できるだけ上半期に発注できるよう取り組んでいる。	海士町	繰越制度の活用及び早期発注を行うように努めている	和気町	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やしている。	海田町	適正な時期に施工するため、優先順位を考慮して発注している。	上関町	早期に工事発注をしている。
		日南町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。	西ノ島町	決定前着手を実施することで、早期発注に努めている。また、繰越制度も活用し、町内業者の施工キヤバを動かしつつ、できるだけ平準化に努めている。	早島町	年度当初からの予算執行の徹底、繰越制度の活用等を行い、施工時期の平準化に取り組んでいる。	熊野町	交付金事業については、前年度内示率等を参考にし、早期発注が可能となるよう、積算業務を前倒して実施している。	田布施町	繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。
		日野町	工事件数が多くないので、発注できるものから順次発注している。	知夫村	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やしている。	里庄町	早期発注により、工事の平準化に取り組んでいる。	坂町	事業計画において平準化を図っている。	平生町	時期にあった工事設定をしている。
		江府町	繰越制度を活用し、できるだけ4～6月の施工工事数を増やしている。	隠岐の島町	繰越制度等を活用し、早期発注に努めている	矢掛町	発注見通しを実施することにより、年度当初からの予算執行に取り組むよう努めている。	安芸太田町	河川工事など工期に制約がある場合を除き年内発注に取り組んでいる	阿武町	単独工事や維持管理工事について早期の発注に取り組んでいる
						新庄村	早期施行のため、目標を設定し平準化に取り組んでいる。	北広島町	必要に応じ、翌債・繰越制度を活用している。		
						鏡野町	地元調整(田植、稲刈等)、漁協協議、積算等を考慮し工事発注を行い、それらに影響されない工事や軽微な修繕工事について4～6月に発注するよう努めている。	大崎上島町	繰越制度を活用している。		
						勝央町	早期発注に向け4～6月の施工工事数を増やすよう各部署に通知している。	世羅町	必要に応じ繰越制度を活用している。		
						奈義町	債務負担行為、繰越制度を活用し、発注・施工時期等の平準化を行っている。	神石高原町	早期発注により、4～6月の施工工事数を増やすよう努めている。		
						西粟倉村	4月～9月の発注に心がけ、平準化に取り組んでいる				
						久米南町	上半期発注に努めている				
						美咲町	ゼロ町債、を創設して平準化に取り組んでいる。				
						吉備中央町	発注見通し等により計画的な早期発注に取り組んでいるが、災害復旧工事の影響により下半期の発注が集中している状況である。				

発注者協議会における新たな指標の設定について



新たな指標の設定の背景及び協議会で検討する事項

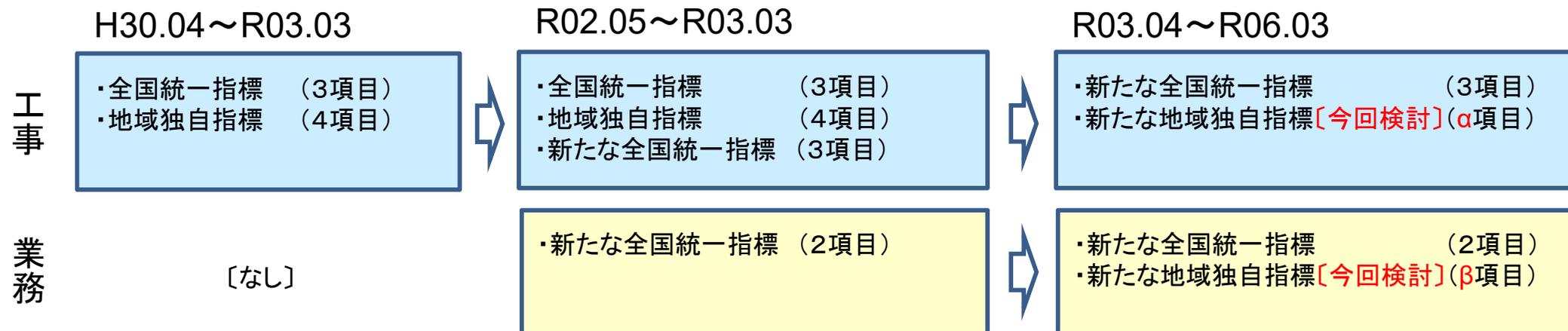
背景

- 令和2年度は、発注者協議会で定めた「3ヶ年(H30～R2)指標」の3年目にあたり、指標7項目の実現を目指しているところ。
- 一方、令和元年6月に品確法が改正(令和元年6月14日公布・施行)され、法第22条により、令和2年1月30日に発注関係事務の運用に関する指針(以降「運用指針」。「資料3参考資料P3～9」)を国が改定し、新しい運用指針を実現するために、新たな指標を設けることとなった。
- 令和2年5月20日に国土交通本省から、これまでの7指標に加え、新たな「全国統一指標」を提示され、令和2年5月から運用を開始することとなった。
- 一方、新たな指標のうち、「地域独自指標」については、本協議会の検討を経て令和3年度から運用することを目的に新たに設定することが要請されている。

協議会で検討する事項

- 令和3年度は、新たな「全国統一指標」を継続し、新たな「地域独自指標」の設定について検討していきたい。
- 新たな指標は、「工事」のみならず、「業務」も加えることとなっている。従って、新たな「地域独自指標」についても「工事」に「業務」を加えた形で取り組んでいきたい。

【参考】指標の構造



工事

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率（H30実績、参考値）を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

中国ブロック独自指標設定の考え方(工事)

- 1) 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」が実現できような指標とする。
- 2) 令和元年度の指標7項目のうち達成度の低いものについて考慮する。

■ 「工事」において、運用指針の中で「必ず実施すべき事項(資料3参考資料P3~P6参照)」、「実施に努める事項(資料3参考資料P6~P8参照)」は以下のとおり。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

■「工事」において、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」及び令和元年度の指標7項目を含めた取り組み状況は以下のとおり。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 ⇨ 令和元年度に「予定価格の適正な設定」については、概ね達成しており、指標として設定しない
- ② 歩切りの根絶 ⇨ 平成29年度に「歩切は行わない」については、達成しており、指標として設定しない
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⇨ 全国指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み
令和元年度の達成率が低い「予定価格については原則事後公表とする(資料2 P2参照)」については、地域独自指標として加える
- ④ 施工時期の平準化 ⇨ 全国指標として、「地域平準化率」で設定済み
- ⑤ 適正な工期設定 ⇨ 全国指標として、「週休2日対象工事の実施状況」で設定済み
- ⑥ 適切な設計変更 ⇨ 令和元年度に「適切な設計変更」については、概ね達成しており指標として設定しない
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築 ⇨ 発注者協議会にて構築済み

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上 ⇨ 全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない
- ② 入札契約方式の選択・活用 ⇨ 令和元年度の達成率が低い(「原則一般競争とする(資料2 P2参照)」)、「総合評価落札方式の適切な活用を図る(資料2 P2参照)」については、地域独自指標として加える
- ③ 総合評価落札方式の改善 ⇨ 全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない
- ④ 見積りの活用 ⇨ 全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない
- ⑤ 余裕期間制度の活用 ⇨ 全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない
- ⑥ 工事中の施工状況の確認 ⇨ 全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 ⇨ 全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定したい。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

指標として設定しない
指標として設定しない
全国統一指標として設定済み
地域独自指標として加える
全国統一指標として設定済み
全国統一指標として設定済み
指標として設定しない
指標として設定しない

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

指標として設定しない
地域独自指標として加える
指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない



中国ブロック独自指標(案)

工事においては、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」及び令和元年度の指標の達成度が低い項目を考慮し、以下の3項目について指標として設定したい。

- 入札契約制度(一般競争入札)の基準を定め適切に運用 (実施に努める事項②)
- 予定価格の原則事後公表の実施 (必ず実施すべき事項③)
- 入札契約制度(総合評価落札方式)の基準を定め適切に運用 (実施に努める事項②)

中国ブロック独自指標設定の考え方(業務)

- 1) 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」が実現できるような指標を設定する。

■ 「業務」において、運用指針の中の「必ず実施すべき事項(資料3参考資料P6～P7参照)」、「実施に努める事項(資料3参考資料P7～P8参照)」は以下のとおり。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

■「業務」において、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」の取り組み状況は以下のとおりであり、各項目の取り組み状況は以下のとおり。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 ⇨ 各機関のヒアリングより、令和元年度に「予定価格の適正な設定」の工事同様に概ね達成しており指標として設定しない
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⇨ 全国統一指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み
- ③ 履行期間の平準化 ⇨ 全国統一指標として、「地域平準化率」で設定済み
- ④ 適正な履行期間の設定 ⇨ **取り組みがなされておらず地域独自指標として加える**
- ⑤ 適切な設計変更 ⇨ 各機関のヒアリングより、令和元年度に「適切な設計変更」で工事同様に達成しており、指標として設定しない
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築 ⇨ 発注者協議会にて構築済み

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上 ⇨ 全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない
- ② 入札契約方式の選択・活用 ⇨ 工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ⇨ 工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない
- ④ 履行状況の確認 ⇨ **上段の「必ず実施すべき事項」の④と関連することから、合わせて取り組む**
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 ⇨ 全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定したい。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

指標として設定しない
全国統一指標として設定済み
全国統一指標として設定済み
地域独自指標として加える
 指標として設定しない
 指標として設定しない

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

指標として設定しない
 指標として設定しない
 指標として設定しない
地域独自指標として加える
 指標として設定しない



中国ブロック独自指標(案)

業務においては、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」の④適正な履行期間の設定及び「実施に努める事項」の④履行状況の確認と合わせて、以下のとおり指標としたい。

- ウィークリースタンスの実施 (適正な履行期間の設定、履行状況の確認)

■工事においては、全国統一指標①～③、中国ブロック独自指標(案)④～⑥の全6項目を提案する。

- ①地域平準化率(施工時期の平準化)
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ④入札契約制度(一般競争入札)の基準を定め適切に運用
- ⑤予定価格の原則事後公表の実施
- ⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準を定め適切に運用

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国統一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標(案)⑨の全3項目を提案する。

- ⑦地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ⑨ウイークリースタンスの実施

各指標の解説(取り組み方針)について

(全国统一指標)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

<取り組み方針>

■県別に目標とする平準化率を設定

	H30 実績	R1 実績	目標平準化率			
			R2	R3	R4	R5
中国全体	0.67					→ 0.9
国機関	0.79		0.85	0.875	0.90	
鳥取県内	0.74	算 出 中	各県発注協で目標設定			0.90
島根県内	0.70					
岡山県内	0.58					
広島県内	0.62					
山口県内	0.72					

各県の発注者協議会で、令和5年度に中国ブロック90%以上(件数ベース)を目指し、各県ごとに目標を設定する

■平準化の取り組み確認

- コリンズデータによる各機関毎の平準化率
- 早期、債務負担(ゼロ債含む)、翌債による発注の状況

■平準化ロードマップ(中国地整)

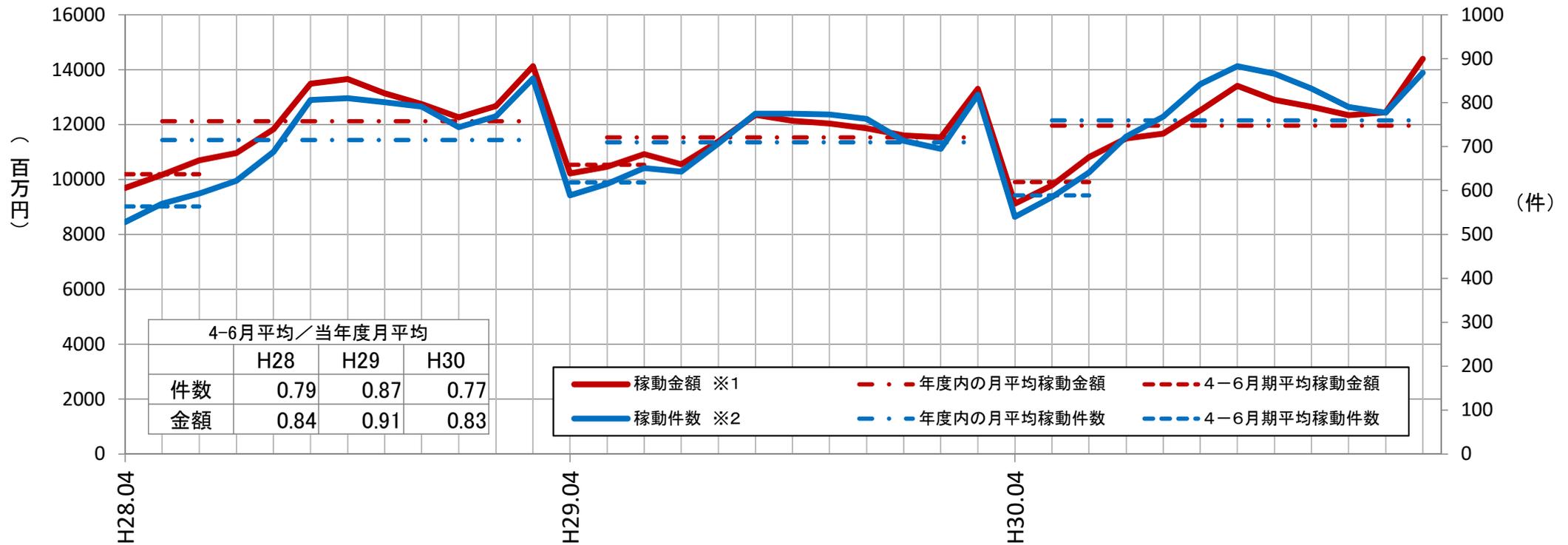
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
						継続
		平準化率 85%以上 (全国平均レベル)	平準化率 87.5%以上	平準化率 90%以上		
具 体 的 取 組	取り組み周知・対応・徹底期間 ●積極的な翌債手続き ●適正な明許繰越 ●適切な工期設定 ●適切な工程管理	●積極的な早期発注 ●積極的な翌債手続き ●施工時期に制約のない工事は可能な範囲で次年度の平準化国債設定(予算要求) ●適正な明許繰越 ●適切な工期設定 ●適切な工程管理	●平準化国債含む取り組みを実施	●目標達成	●継続	●継続 改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～

■フォローアップ

- 6月頃、各県発注者協議会で、取り組み方針を確認
- 10月頃、国、県、政令市、代表市(10万人以上)の発注状況を確認
- 2月頃、各県発注者協議会で、取り組み方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等行い、次年度へ生かす

各指標の解説【工事】

中国地方整備局の平準化率



平準化率の定義

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

4~6月稼働件数の平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)
—
年度の平均稼働件数(2.75件)

各月稼働件数の年度平均

各指標の解説【工事】

(全国統一指標)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

■週休2日ロードマップ(中国地整)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	週休2日制の取り組み				継続	
	試行率 70%以上 R1.9現在: 72%	試行率 80%以上	試行率 90%以上	原則、全ての工事を発注者指定工事 <small>※維持工事等の指定工事については、交代制発注者指定</small>		
具 体 的 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 ・R1.6以降本官工事の一般土木工事を発注者指定方式 ・R1.9以降本官工事のPC上部工事を発注者指定方式 (その他: 発注者希望方式) ●【新規】交代制導入: 4件 ●【新規】総合評価において加点 ●【新規】公告時工程表の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 ・原則、全ての本官工事を発注(交代制)者指定方式 ●【拡大】 ・全ての分任官工事へ「閉所」、「交代制」の希望を確認 ●【継続】実績企業に総合評価加点 ●【新規】整備局統一閉所日の設定 ●【新規】「宣言」企業に総合評価加点 	⇒取り組み状況を鑑み、R2施策検討	●目標達成	●継続	●継続 改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日~

<取り組み方針>

- 国・特殊法人等・5県・2政令市が対象。
- 週休2日対象工事としての設定率を確認。
(国交省は全ての工事が対象)

(全国統一指標)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む

(中国ブロック独自指標)

④入札契約制度(一般競争入札)の基準を定め適切に運用

---3ヶ年指標の達成状況を考慮

一般競争入札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

■一般競争における入札契約制度の適用基準を定める。

■工事において、各機関における入札契約制度の適用基準の整備状況、適切に運用しているか否かの確認を行う。

⇒令和元年度に基準が未整備であった要因として、主なものは「地域産業の活性化を図る等の理由で地元業者優先で指名する指名競争入札方式としている」であった。そのため、地元業者の地域精通度等に配慮した制度基準の整備など各機関の実情に寄り添った方策等、情報共有を図るものとする。

(中国ブロック独自指標)

⑤予定価格の原則事後公表の実施

----3ヶ年指標の達成状況を考慮

予定価格の事後公表を実施している割合

■事前公表の自治体に対して、事後公表の必要性の理解を深める。

■工事において、事後公表としているか否かの確認を行う。

⇒令和元年度に未実施であった要因は、「漏えい等の不正防止対策が整備できていない」、「事前公表による弊害は生じていない」が主なものであった。そのため、不正防止対策の先進事例を紹介するとともに、事前公表の弊害は「建設業者の技術力・経営力・競争力の低下、損失等につながる」ことであり、それらの状況が生じる前に対応しなければならない点等、情報共有を図るものとする。

(中国ブロック独自指標)

⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準を定め適切に運用

----3ヶ年指標の達成状況を考慮

総合評価落札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

■総合評価落札方式の適用基準を定める。

■工事において、各機関における適用基準の整備状況、適切に発注しているか否かの確認を行う。

⇒令和元年度に基準が未整備であった要因として、主なものは「地域産業の活性化を図る等の理由で、地元業者優先で指名する指名競争入札方式としている」であった。そのため、地元業者の地域精通度等に配慮した制度基準の整備など各機関の実情に寄り添った方策等、情報共有を図るものとする。

(全国統一指標)

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

<取り組み方針>

■平準化目標

上半期(4月から9月)	50%
下半期(10月から翌年3月)	50%

- 早期発注や国債(ゼロ国)を活用し、平準化に向けて段階的に取り組む。

■平準化の取り組み

◇中国地整

令和2年度の平準化目標

期間	目標	(参考) 令和元年度目標
第1四半期(4月~6月)	10%以上	30%以上
第2四半期(7月~9月)	20%以上	
第3四半期(10月~12月)	20%以上	
第4四半期(1月~3月)	50%以下	70%以下
※3月工期	30%以下	40%以下

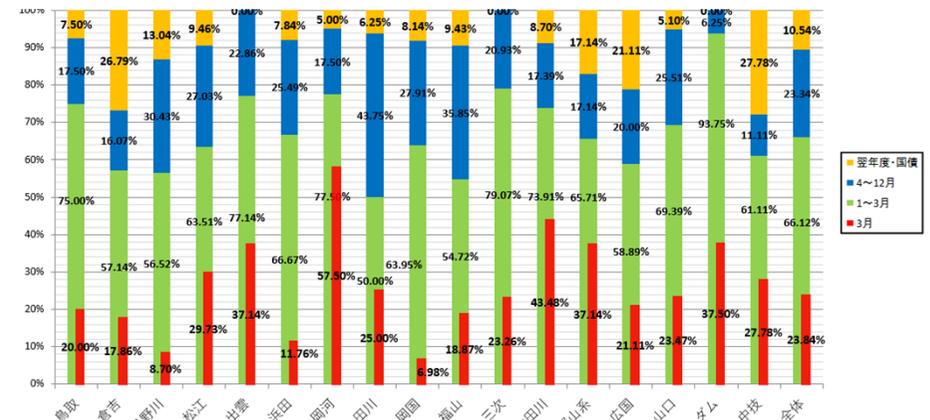
- 年度毎に平準化の目標を定める。

◇5県・市町村

- 平準化に向けて、以下の平準化率を目標とする。
第1から第3四半期 : 30%以上
第4四半期 : 70%以下
内、3月工期 : (40%以下)

■フォローアップ

- 年度途中に発注状況を確認し、年度末に平準化の状況や課題の確認及び好事例を共有する。



履行実績確認グラフ

※表は令和元年度実績

(全国統一指標)

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む。

協議会で検討する事項

(中国ブロック独自指標)

⑨ウイークリースタンスの実施等(適正な履行期間の設定、履行状況の確認)

適正な工期設定による業務発注を行った上で、休日明け日を依頼の期限日としないことなど
契約図書に明示し取り組む

■ウイークリースタンスの実施目標

◇中国地整

- ・令和元年度から全ての業務において、ウイークリースタンスを実施している。
- ・引き続き取り組みを継続する。

※達成状況は、受注者から提出される実施報告や建設コンサルタンツ協会へアンケート等を通じて確認し、結果を基に課題や問題点を確認し次年度へ生かす。

◇5県・市町村

- ・全ての業務において、特記仕様書へ記載し、ウイークリースタンスの実施を位置づけているか否かの確認を行う。

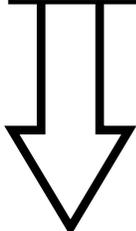
5月20日 **全国統一指標の運用開始**
地域独自指標の検討開始

- 全国統一指標について、現状の把握を実施
- 発注者協議会等にて地域独自指標の議論を実施

5月29日 **中国ブロック発注者協議会(委員会)の開催(書面開催)**
中国独自指標(案)の提案

- 地域発注者協議会の開催

9月～10月 **中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催**
中国独自指標決定 令和3年度から運用開始



発注者協議会における新たな指標の設定について



インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。（全会一致で可決・成立。H26.6.4公布） ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

①目的と基本理念の追加：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

②発注者責務の明確化：**予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等**
③多様な入札契約制度の導入・活用：**事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

発注関係事務の運用に関する指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- **ダンピング対策の強化（入札金額内訳書の提出）**
- **公共工事の適正な施工（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）**

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- **建設工事の担い手の育成・確保（建設業者団体や国土交通大臣の責務）**
- **適正な施工体制確保の徹底（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)
○技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）新旧対照表 1 / 7

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

改正後(令和2年1月30日)

改正前(平成27年1月30日)

必ず実施すべき事項(工事)

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

② 歩切りの根拠

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

歩切りの根拠

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

④ 施工時期の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、中長期的な工事の発注見通しについて、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。



⑤ 適正な工期設定

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

実施に努める事項(工事)

必ず実施すべき事項へ移動

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

実施に努める事項

施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

① ICTを活用した生産性向上

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

③ 総合評価落札方式の改善

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせせて適用する。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。



⑥ 工事中の施工状況の確認

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

必ず実施すべき事項（測量、調査及び設計）

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(測量、調査及び設計)

① ICTを活用した生産性向上

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）新旧対照表 6/7

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウイークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

参考資料

工事

【工事/必ず実施】① 予定価格の適正な設定

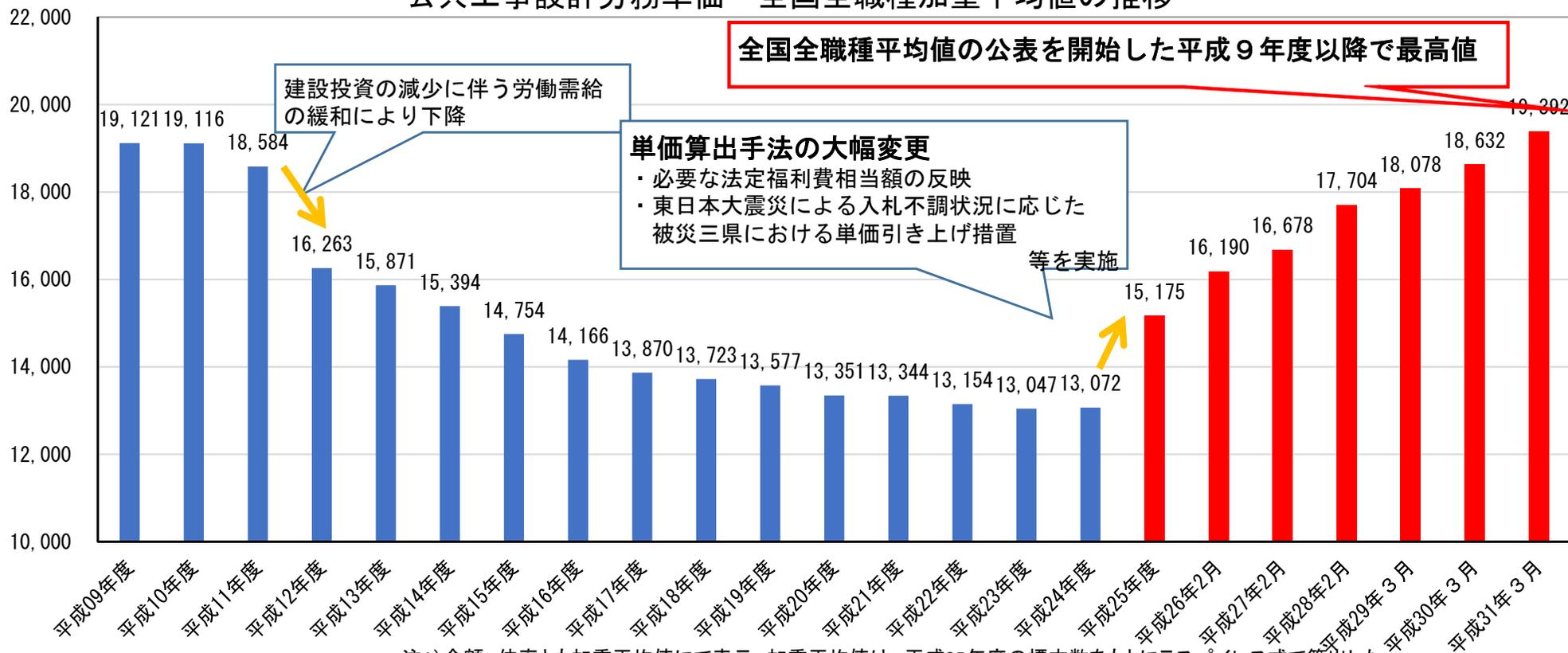
予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)

➡ **全職種平均**

全 国 (19,392円)	平成30年3月比 ; +3.3%	(平成24年度比 ; +48.0%)
被災三県 (21,105円)	平成30年3月比 ; +3.6%	(平成24年度比 ; +64.0%)

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移

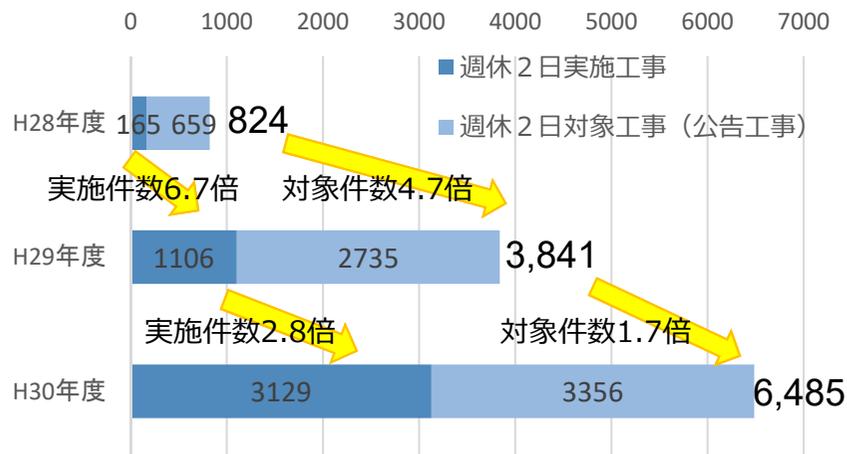


注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレズ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。(円/1日8時間当たり)

【参考】週休2日確保に向けた取組

- 平成30年度より労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 本年度より現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」を試行。

週休2日工事の実施状況（直轄）



※年間の直轄工事は約8千~1万件
 ※H30年度の週休2日実施工事(3,129件)のうち
 発注者指定型693件、受注者希望型2,436件

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
 - ・労務費等補正：実施済48団体
 - ・工事成績評定：実施済49団体

週休2日の取得に要する費用の計上（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より労務費、機械経費(賃料)を新たに補正対象とし、共通仮設費、現場管理費と合わせて、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上する試行を実施。

※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率	1.02(1.01)	1.04(1.02)	1.05(1.04)

週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない。**

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,031団体

端数処理等を行っている団体
297団体

慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1,528団体

端数処理等を行っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

見直す方向で検討中
5団体

見直しを行う予定はない
3団体

平成28年
12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,598団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**5団体**を含む)

端数処理等を行っている団体
190団体
端数処理等に変更予定の**1団体**を含む

見直しを行う予定はない
0団体

平成30年
10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,669団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**3団体**を含む)

端数処理等を行っている団体
119団体

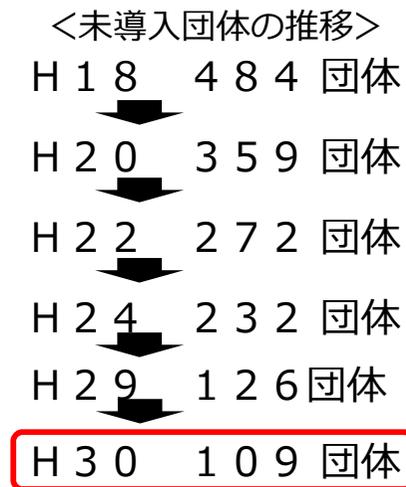
見直しを行う予定はない
0団体

(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。
(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）
- H31.4 低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）

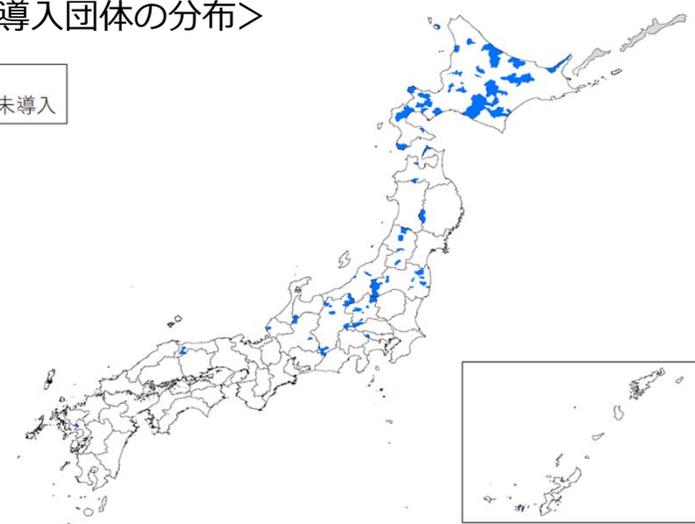


最低制限価格制度等の導入状況 ～109団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47 100.0%	20 100.0%	1612 93.7%
いずれも未導入	0 0%	0 0%	109 6.3%

＜未導入団体の分布＞

凡例
■ 未導入



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2 4.5%	1 5.0%	132 8.8%
基準価格の事前公表	2 4.3%	0 0%	53 7.6%

【参考】低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10～9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--



H31.4.1～

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.5/10～9.2/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【工事/必ず実施】④施工時期等の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度:約3,200億円 (平成31年度:約3,200億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通し**を統合し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体を拡大**

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→令和元年11月時点:1946団体(約97%)

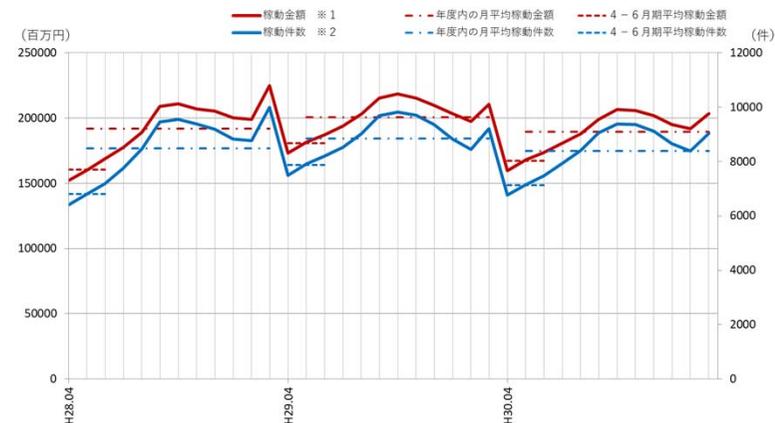
国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

【各地区のページ】

※〇〇地区の発注見通し

〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成26年11月1日以降に公告(指名する見込みの工事)を記載しています。
 ※予定価格が200万円以上の土木、建築の工事のみ記載しています。
 ※以下の発注機種の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機種の工事発注予定はありません。
 発注機種の略称: 〇〇町、〇〇村

※ここに記載する内容は、平成26年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
 ※なお、主要建設費が概算見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあり
 ※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

□各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関	担当部署	工事名称	工事種別	工事種別	工事種別	入札契約方式	工事種別	工期	概算	概要	備考
国土交通省 東北地方整備局	〇〇〇	国道〇〇号 〇〇 〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	平成25年 〇月	約〇〇万 円	標榜工 1基 補修工 1基 (主要建設費材料費見込み額) 約1,000m ³	300から500万円 現場では、工事 量の増加を予測 する予定である。
〇〇市	〇〇課	一般国道〇〇線 〇〇区間改良工事	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	平成25年 〇月	約〇〇万 円	標榜工 工 V=2,000m ³ 築土工 V=1,500m ³	1000から1500万円
〇〇市	〇〇課	〇〇地区津波避難 施設改修工事	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	平成25年 〇月	〇日	造成工事 1式	
国土交通省 東北地方整備局	〇〇〇	〇〇新築工事	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	平成25年 〇月	約〇〇万 円	建築、電気設備、機械 設備工事一式	30から60万円
〇〇市	〇〇課	災害公営住宅建設 工事(〇〇地区)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	平成25年 〇月	〇日	戸建住宅1戸の建設	

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

【参考】地方公共団体における平準化の取組の更なる推進

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55 (H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底 (中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

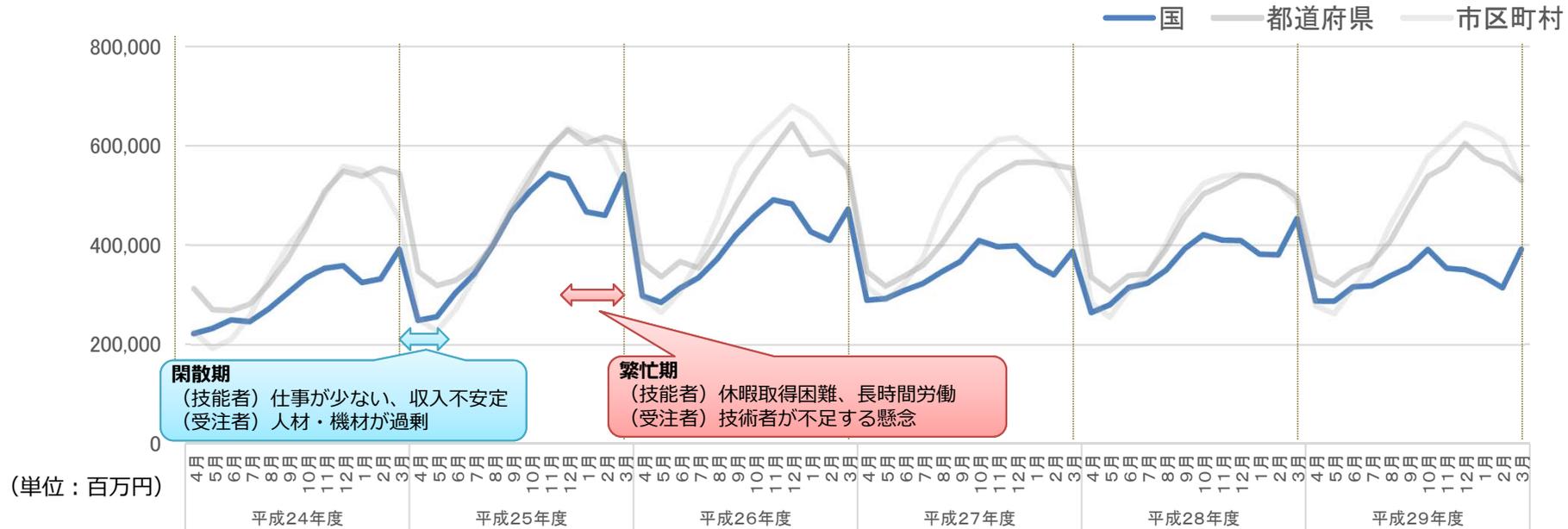
平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
 - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
 - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
 - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

施工時期の平準化の意義

国、都道府県・市区町村における工事出来高の状況について

- 工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期は仕事が不足し、工事従事者の収入が減る可能性が懸念される。
- 一方、繁忙期においては、仕事量が過大になり、長時間労働や休暇が取りにくくなる。



平準化により期待される効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

(発注者)

- 人材・資材の効率的な活用促進による入札不調・不落対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期な集中回避

(受注者)

- 人材・資機材の実働日数の向上等による経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保等）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4~6月稼働件数の平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)
 年度の平均稼働件数(2.75件)

【参考】中長期的な発注の見通し公表について(案)

背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。



対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

【工事/必ず実施】⑤適正な工期設定

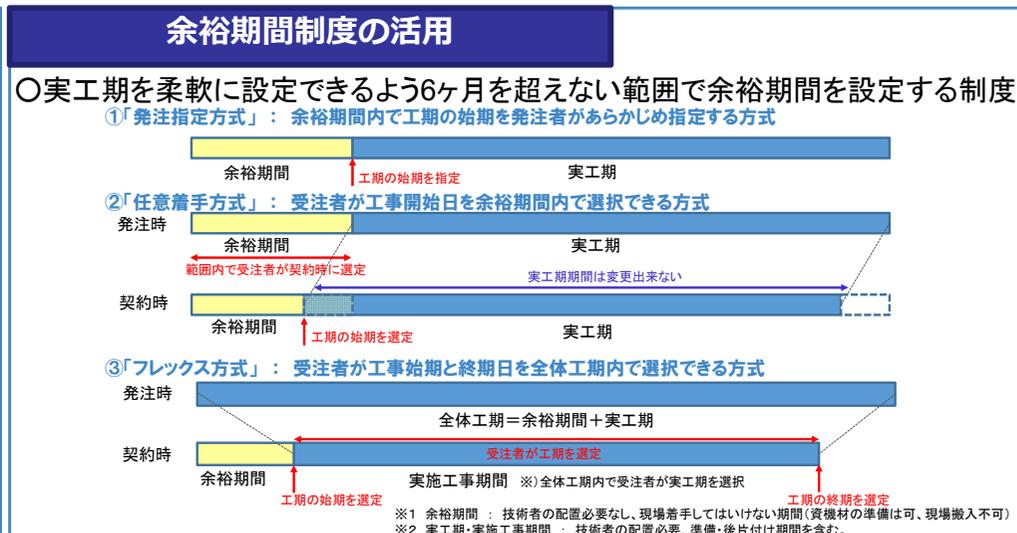
工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間		最低必要日数
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	20日	20日
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日		



工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- 工事抑制期間の設定
- 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム (イメージ)

工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

＜工事工程共有の流れ＞

- 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00I	■					
	00I		■				
	00I			■			
	00I				■		
発注者	支障物件移設	■	■	■			
	00協議					■	■

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用する**。

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

！関東地方整備局の事例(H27.6改定)

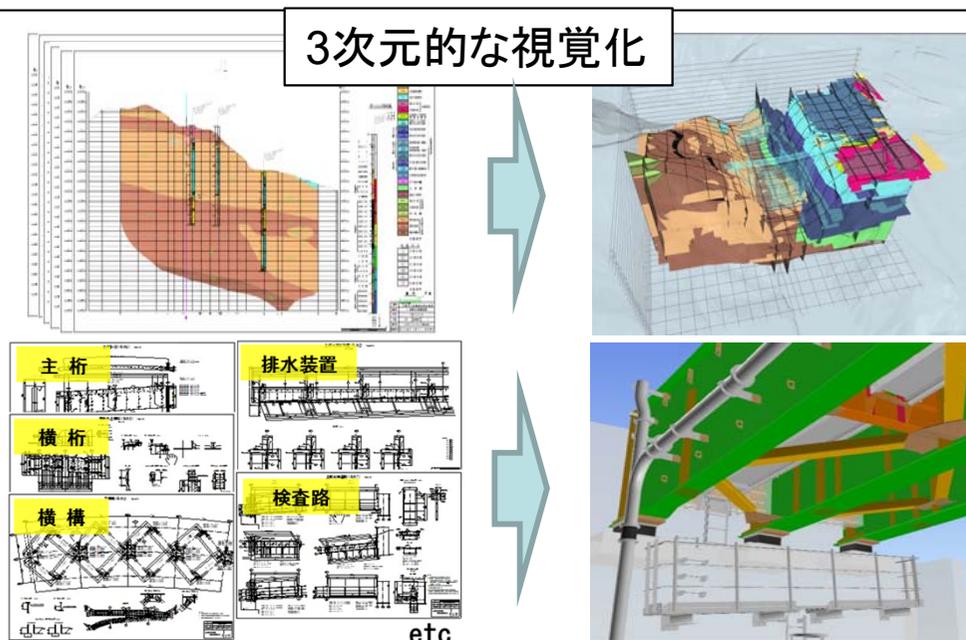
1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・**工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・**受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

【工事/実施に努める】①ICTを活用した生産性向上

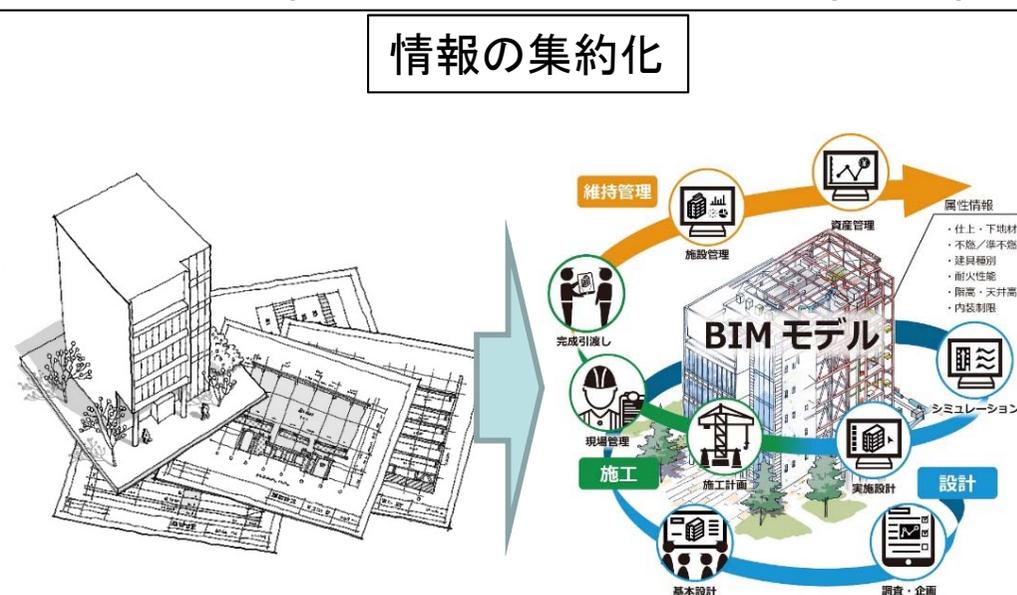
業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM**や**3次元データ**等の積極的な活用を努める。

- BIM/CIM※**とは、計画・調査・設計段階から**3次元モデル**を導入し、後工程においても**情報を充実させながらこれを活用**するとともに関係者間で**情報共有**を図ることで、建設生産・管理システムにおける**品質確保**と共に受発注者双方の**業務効率化・高度化**を図るもの。
- BIM/CIMを活用することで、**3次元的な視覚化**が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、**情報の集約化**が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。
- ひいては、建設生産・管理システム全体における、**事業の生産性向上**や**品質の確保**を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



➤ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかななどを3次元的にチェックが可能となる。

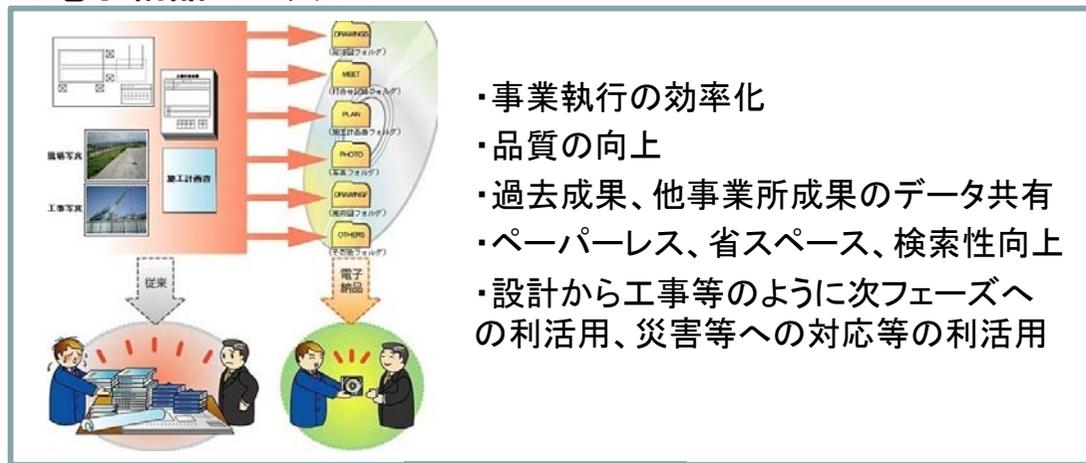


➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や**電子納品のオンライン化**等の推進に努めるとともに、**生産性向上に資する技術**についても積極的に活用するよう努める。

- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。
(平成16年より本格運用中)
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。
- オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

＜電子納品のメリット＞



オンライン化



＜これまでの実施内容と今後の予定＞

平成30年度
手法及びシステム仕様の検討
現場試行26件(内訳:工事24件、業務2件)



令和元年度
システム開発



令和2年度(目標)
運用開始

※自治体での電子納品のオンライン化に対しても支援を実施

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

本編・事例編の2編で構成。

本編：各方式の概要や選択の考え方等を記載 事例編：事例やその適用の背景等を整理
 工事調達における入札契約方式の全体像

3.1 契約方式	3.2 競争参加者の設定方法	3.3 落札者の選定方法	3.4 支払い方式
工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価契約方式
設計・施工一括発注方式		総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
詳細設計付工事発注方式	指名競争入札		技術提案・交渉方式
設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)		随意契約	段階的選抜方式
維持管理付工事発注方式			
包括発注方式			
複数年契約方式			
など		など	など

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

■海外の施工経験の評価(案)

対応の基本方針

- 海外の工事・業務については発注主体が多種多様であることから、通常の国内の直轄工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

1. 対象:海外の工事・業務で実績を有する日本の技術者
2. 審査方法:審査委員会を設置
3. 褒賞:大臣表彰

総合評価で評価方法

- 【工事】WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外実績を有するものを優先的に選定。
- 【業務】総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定
- ※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

【参考】国土交通省登録資格の活用

国土交通省登録資格とは

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(ここでは民間資格という)について、国や地方公共団体の発注業務で活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度。
(根拠法: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正施行)第24条)
⇒平成30年度までに延べ288資格が登録【維持管理分野(点検・診断等業務)209資格、計画・調査・設計分野79資格】
- 国や地方公共団体発注の「計画・調査・設計業務」、「維持管理業務」において、担当技術者、管理技術者、照査技術者に民間資格の保有者を配置するなどにより、業務の品質を確保。

【点検・診断等(維持管理)業務の登録資格の分野】 知識・技術を求める者: 管理技術者 担当技術者 管理技術者と担当技術者の両者

部門	業務	道路										河川	砂防		海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備
		橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	道路土工構築物(土工)	道路土工構築物(コンクリート)	舗装	小規模附属物	堤防・河堤	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管渠施設	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)	土木機械設備		
	点検	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	診断	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	設計(維持管理)																			
	計画策定(維持管理)																			

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】 知識・技術を求める者: 管理技術者 管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

部門	業務	専門分野															横断分野					
		河川・ダム	砂防	対策	河川・砂防及び海岸・海洋	急傾斜地崩壊対策	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	通信	建設電気	地質・土質	建設環境	
	計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

○配置予定技術者の参加要件(例)

- 1 予定管理技術者
予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
 - 1) 下記のいずれかの資格を有する者
 - ① 技術士
博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
 - ② 国土交通省登録技術者資格
 - ③ 上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

○総合評価落札方式における国土交通省登録資格の評価(例)

【管理技術者の評価例】

① 国家資格・技術士	3点
② 国土交通省登録資格	2点
③ 上記以外の民間資格	1点

【担当技術者の評価例】

① 国家資格・技術士	2点
② 国土交通省登録資格	
③ 上記以外の民間資格	1点

国土交通省登録資格に関する情報(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

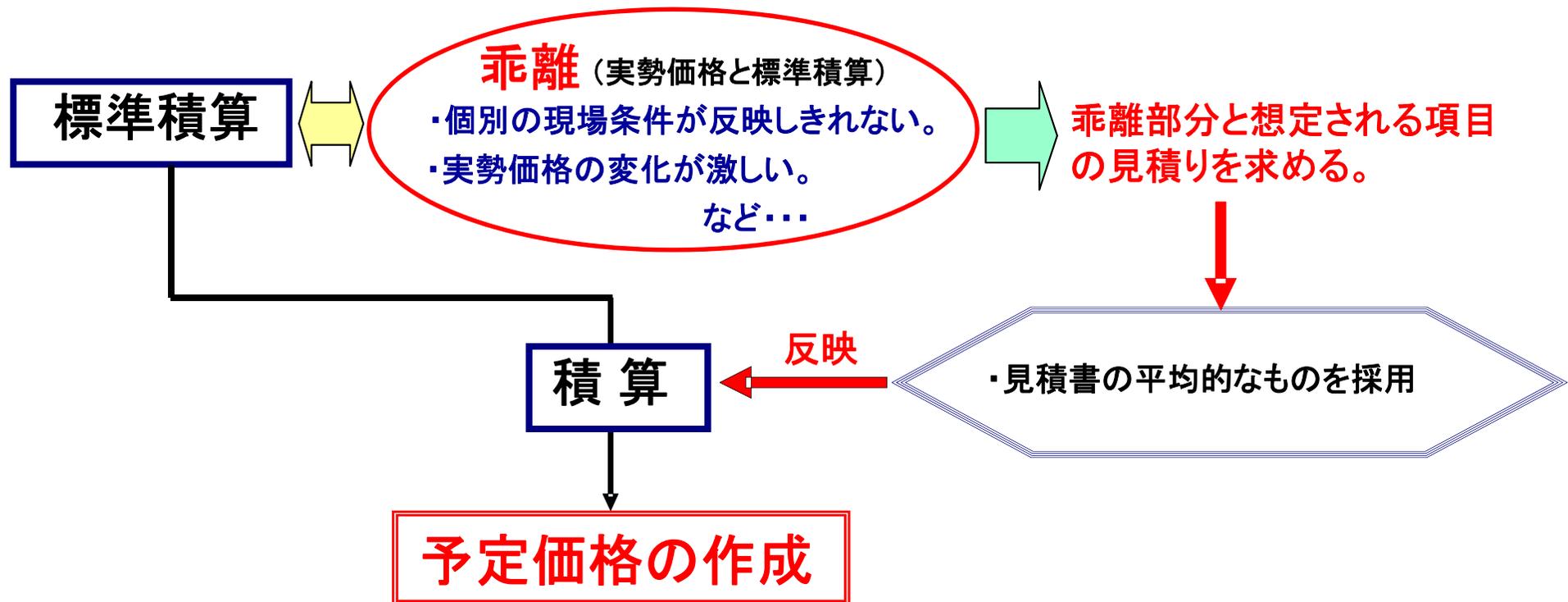
[国土省 登録資格](#) [検索](#)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

■余裕期間制度

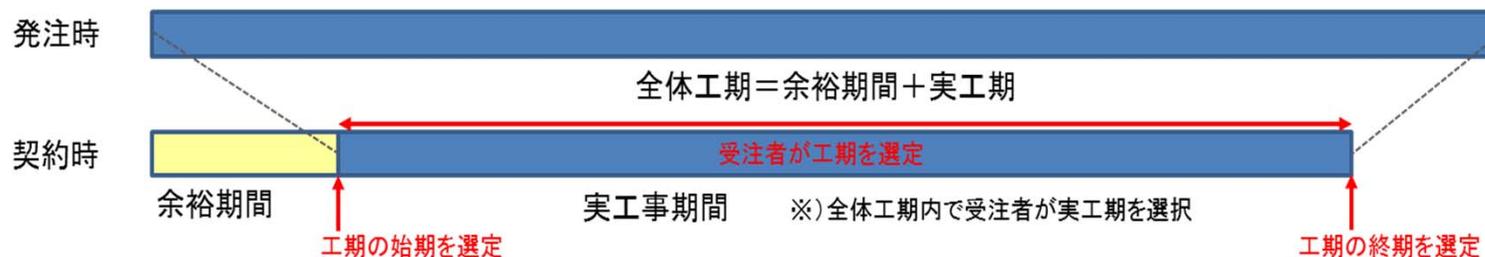
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：
6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置：
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間：
技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

- 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与(技術評価における加点)するモデル工事(「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(仮称))を試行する。

1. 対象工事

*(一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

- 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日*までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表するとともに、下請企業への見積り依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)
※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

3. 工事成績評定

- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする
<見積書を確認する範囲>
 - ・一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、下請金額3,500万円以上の契約(警備業者との契約も対象に含む)
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

4. スケジュール

- 令和元年下半期(10月)から試行

【工事/実施に努める】⑦受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の**手続の迅速化**等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

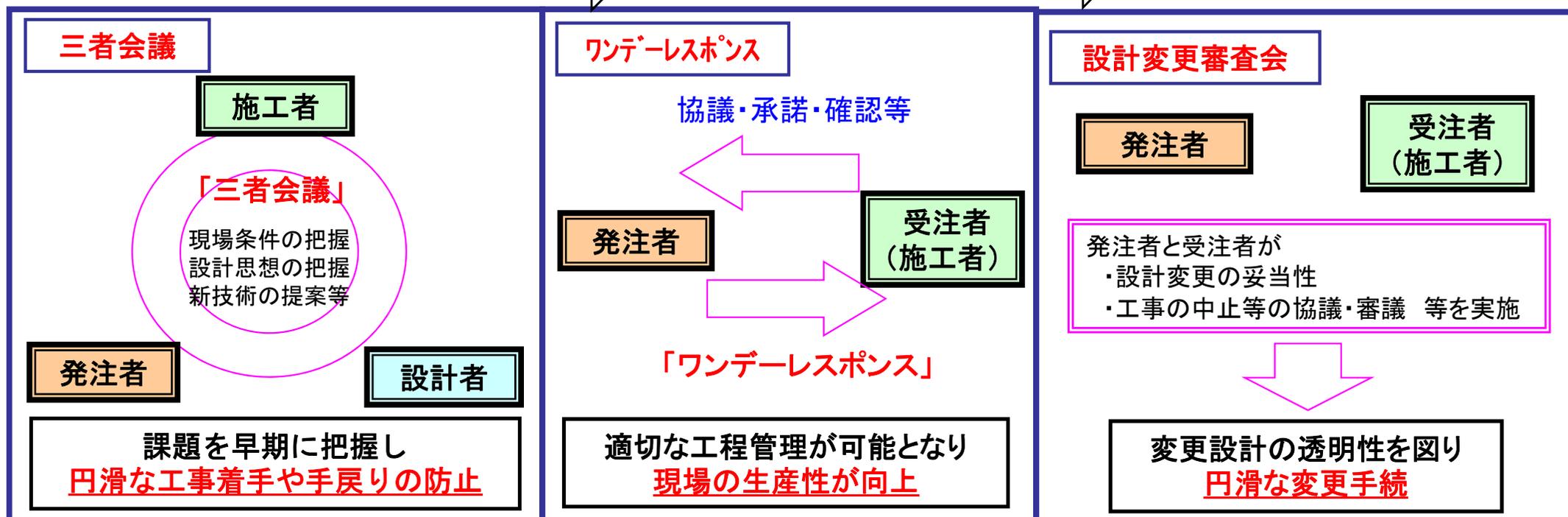
工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ 三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ 設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

業務

【業務/必ず実施】① 予定価格の適正な設定

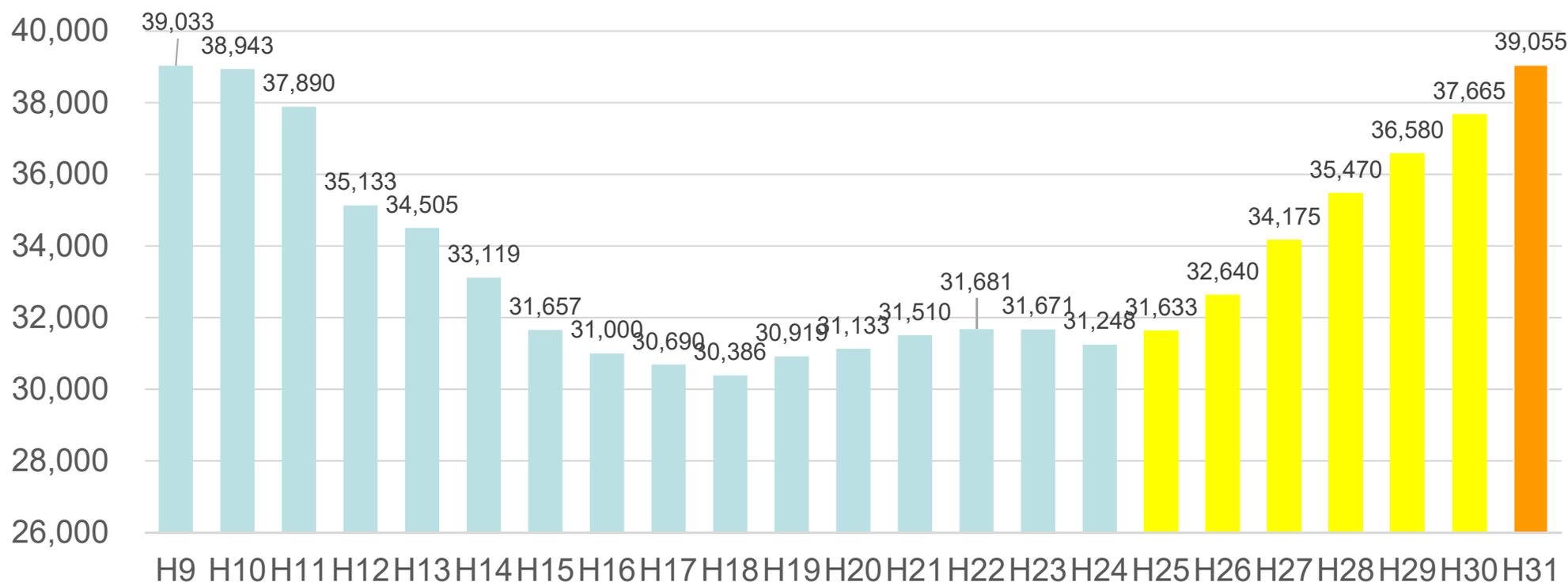
予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う。**

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映


全職種平均 39,055円
 平成30年3月比；+3.7%
 （平成24年度比+25.0%）

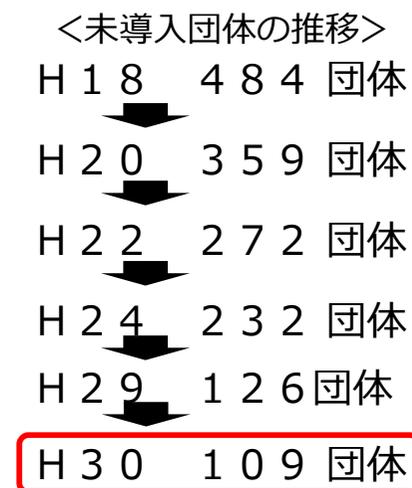
設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）
- H31.4 低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）

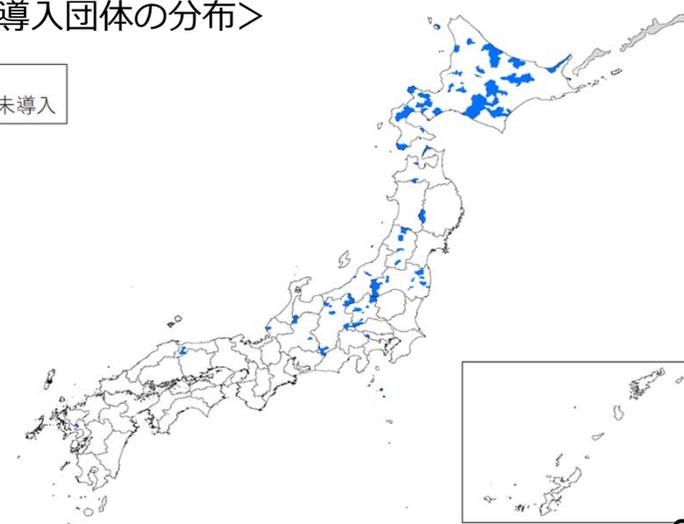


最低制限価格制度等の導入状況 ～109団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1612
	100.0%	100.0%	93.7%
いずれも未導入	0	0	109
	0%	0%	6.3%

＜未導入団体の分布＞

凡例
■ 未導入



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	132
	4.5%	5.0%	8.8%
基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.6%

※H30. 8. 1時点

【参考】低入札価格調査基準の改定(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ 82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48

【業務/必ず実施】 ③履行期間の平準化

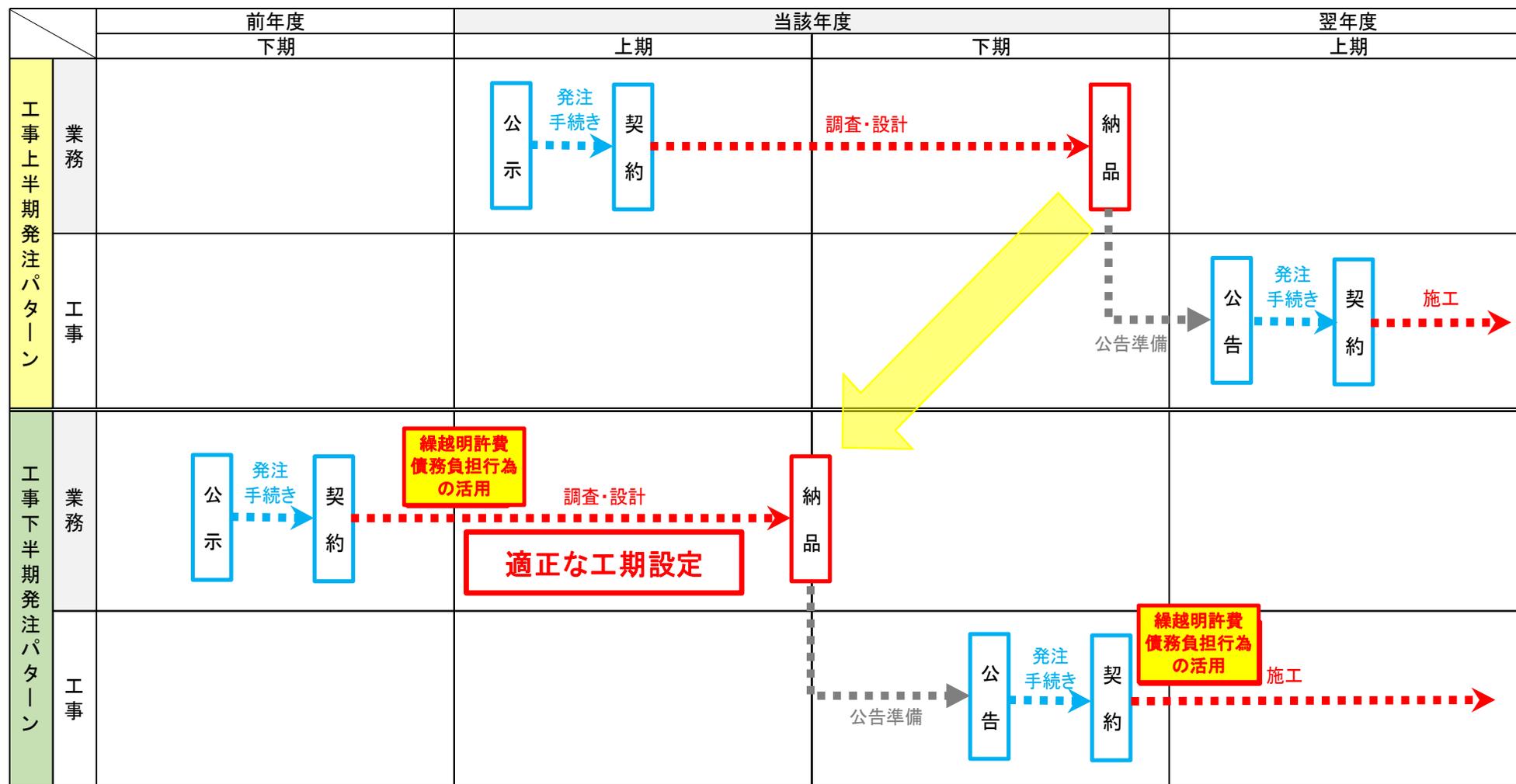
発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

発注・施行時期の平準化のイメージ

単年度

国債



設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

土木設計業務等変更ガイドラインの運用(全地方整備局等に通知済み)※H27.3～

設計変更の手続きの流れ・留意点等の受発注者共通認識や円滑な契約変更・業務執行等を目的とし、平成27年3月から本ガイドラインの運用を開始。

受発注者間で認識・解釈の違いがでないよう

以下の内容等を明記

- ・土木設計業務等の特性
- ・発注者・受注者の留意事項
- ・土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
⇒設計変更に係る基本事項や変更・指示における留意事項を記載
- ・土木設計業務等の変更の対象とならないケース
- ・土木設計業務等の変更の手続フロー

土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省
技 術 調 査 課
平 成 2 7 年 3 月

【業務/必ず実施】⑥発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める。**

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



- 協議会 **構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた **役割の見直し**
- 地域発注者協議会の下に **全市町村が参画する** 都道府県毎の部会を設置



例1：北陸ブロック 協議会規約の改正

- ・ 役職の格上げ

県	：	[部長]	→	[副知事]
市(町村)	：	[副市(町村)長]	→	[市(町村)長]
- ・ 協議会の役割の見直し

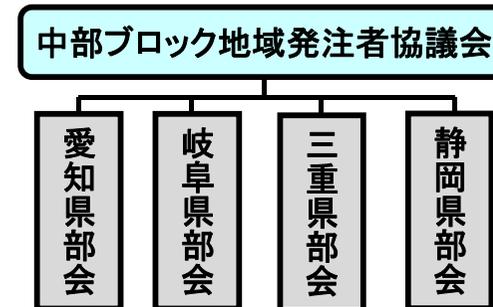
[連絡調整]	→	[推進・強化]
--------	---	---------

例2：中部ブロック 各県部会の設置

規約（H26.10改正部分抜粋）（部会）

第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の**各県に部会を設置**する。

【体制イメージ】

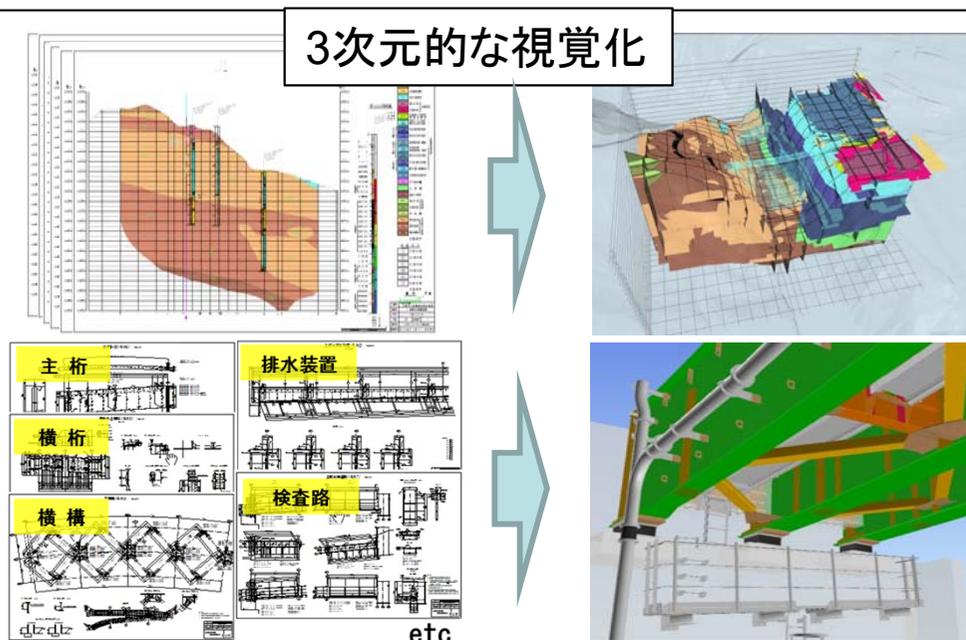


【業務/実施に努める】①ICTを活用した生産性向上

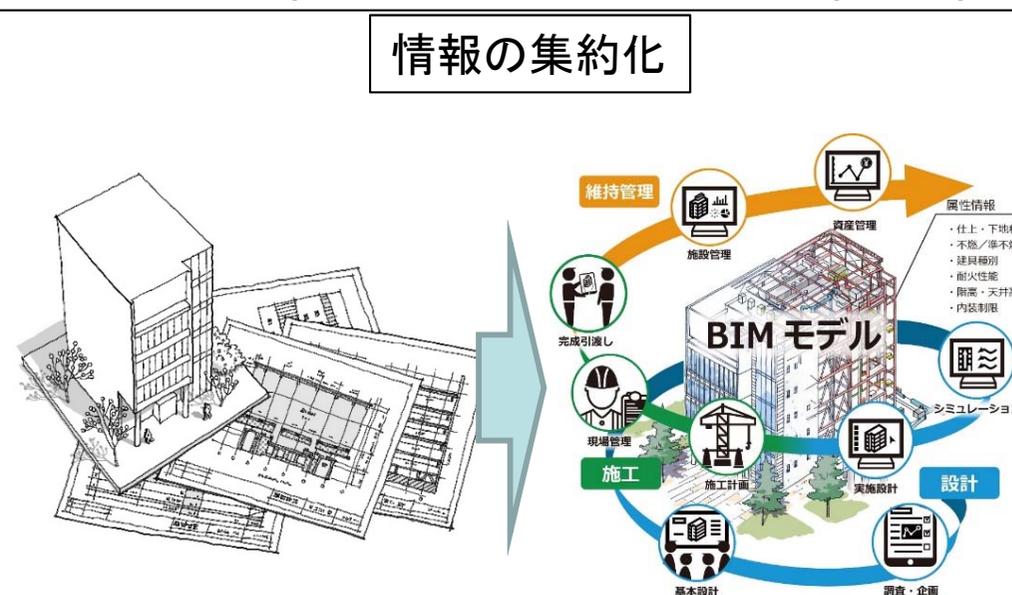
業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM**や**3次元データ**等の積極的な活用に努める。

- BIM/CIM※**とは、計画・調査・設計段階から**3次元モデルを導入**し、後工程においても**情報を充実させながらこれを活用**するとともに関係者間で**情報共有を図る**ことで、建設生産・管理システムにおける**品質確保**と共に受発注者双方の**業務効率化・高度化**を図るもの。
- BIM/CIMを活用することで、**3次元的な視覚化**が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、**情報の集約化**が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。
- ひいては、建設生産・管理システム全体における、**事業の生産性向上**や**品質の確保**を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



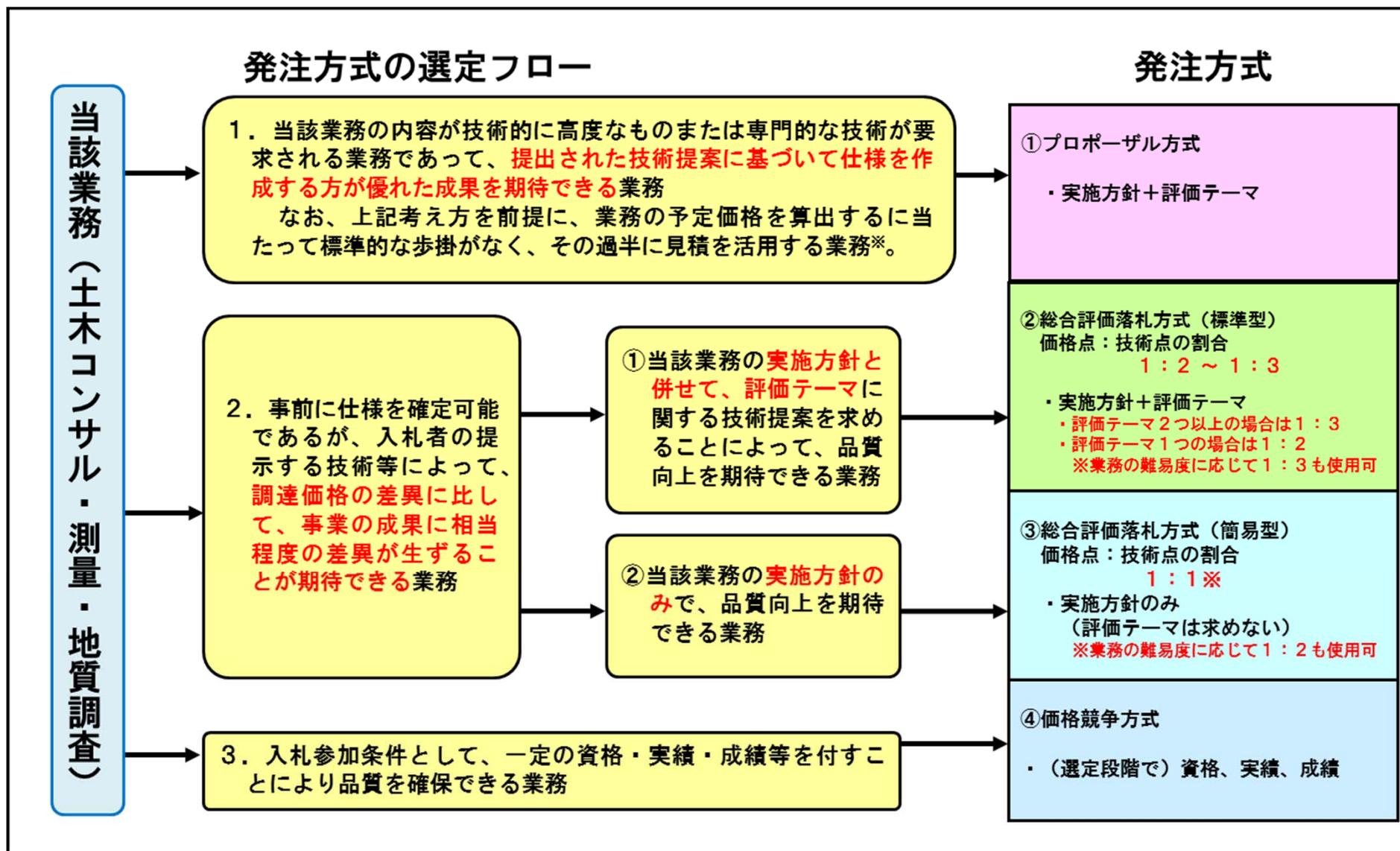
➤ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかななどを3次元的にチェックが可能となる。



➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

【業務/実施に努める】②入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択する**よう努める。



発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより品質を確保できる業務などを除き、技術提案を求めるよう努める。特に、**技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。**

プロポーザル方式

○当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に選定する。

○建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)にもプロポーザル方式を選定する。

※業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定

○業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定

総合評価落札方式

○事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

○当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定する。

※評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定

○業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。

【業務/実施に努める】④履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

実施内容

- 詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

国交省土木業務関連HP: <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

実施体制(案)

- 確実な条件明示のための体制として、**「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催※**し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

【業務/実施に努める】⑤受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

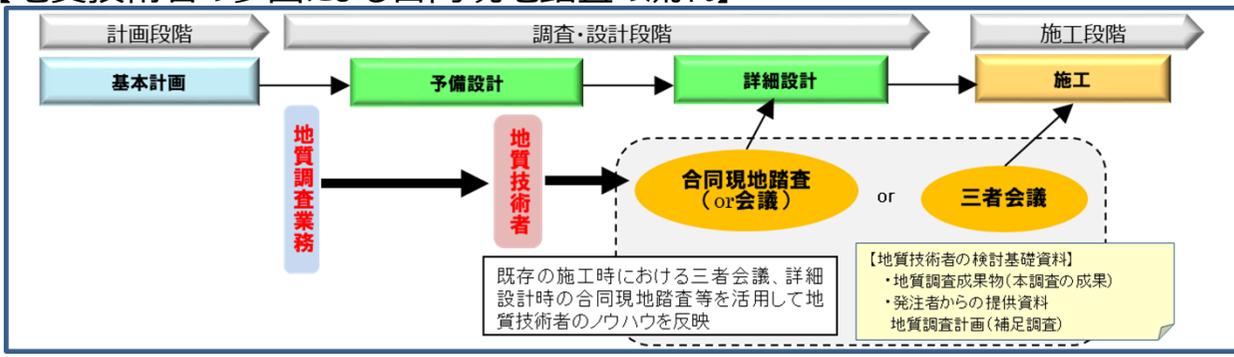
合同現地踏査

合同現地踏査においては、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。



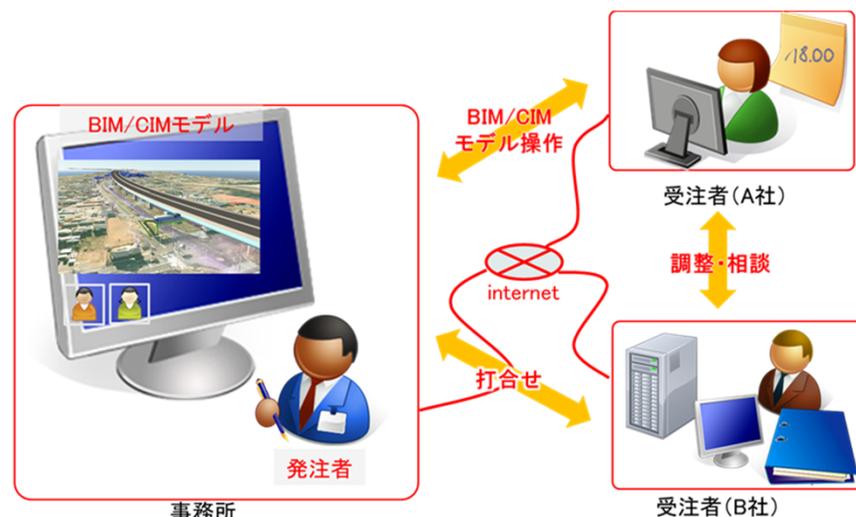
特に地質情報の不確実性が高い現場において、地質調査を実施した技術者が**合同現地踏査に参加し、設計者・施工者に調査で得られた知見などを直接伝達**を行うことで、地盤に関するリスクに対して設計や施工段階で的確に対策を講じることが可能となる。

【地質技術者の参画による合同現地踏査の流れ】



テレビ(WEB)会議

○ WEB会議を活用することにより、出張・打合せ時の多くを占める移動時間が短縮



■テレビ(WEB)会議のイメージ

【災害時の対応】 ①災害時の入札契約方式

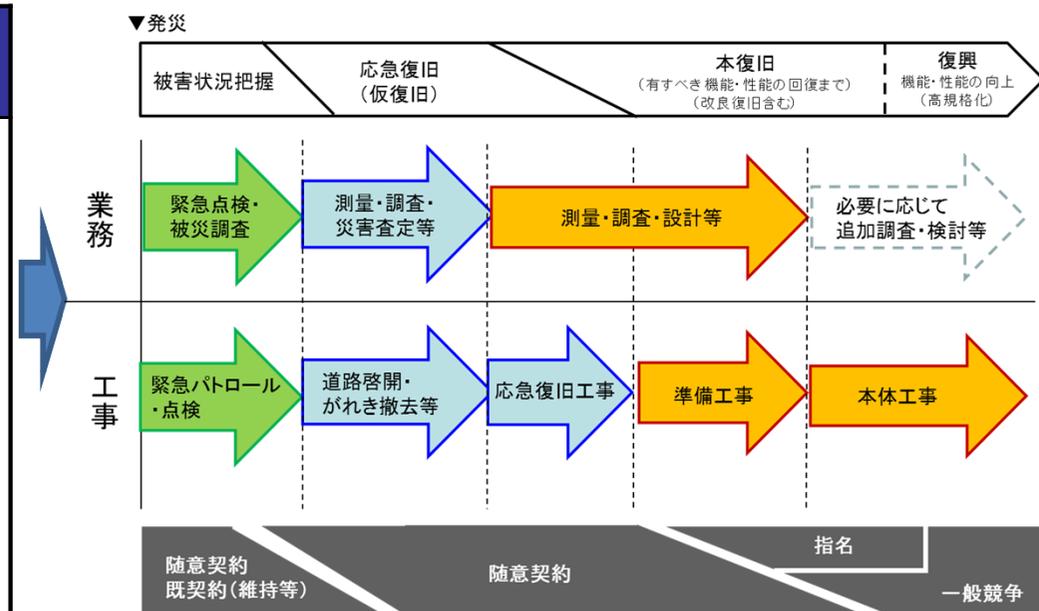
災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合



【災害時の対応】 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入

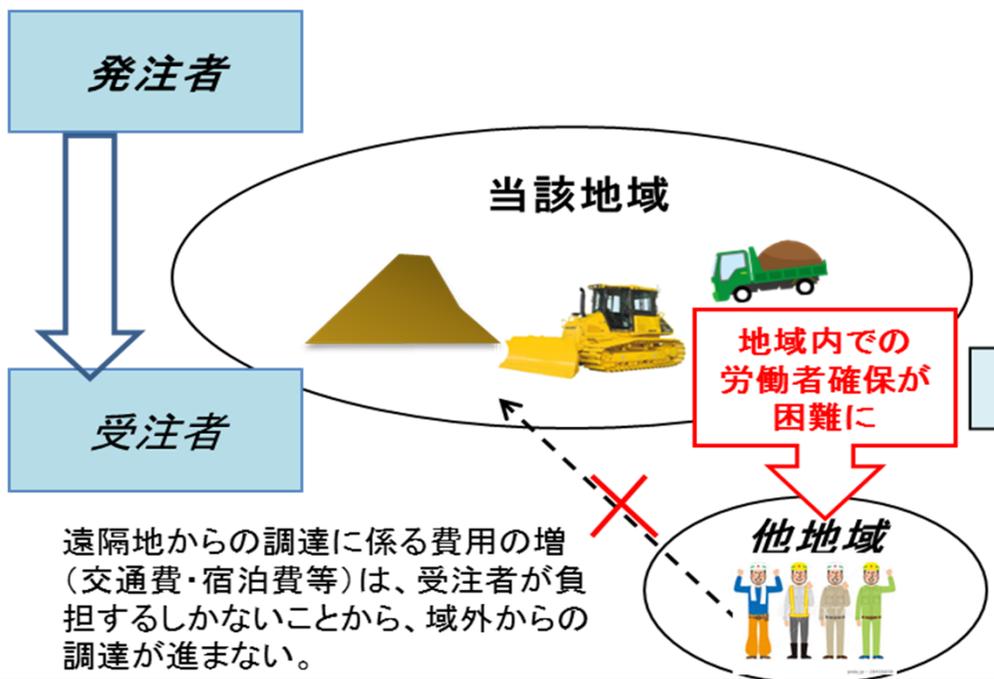
災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

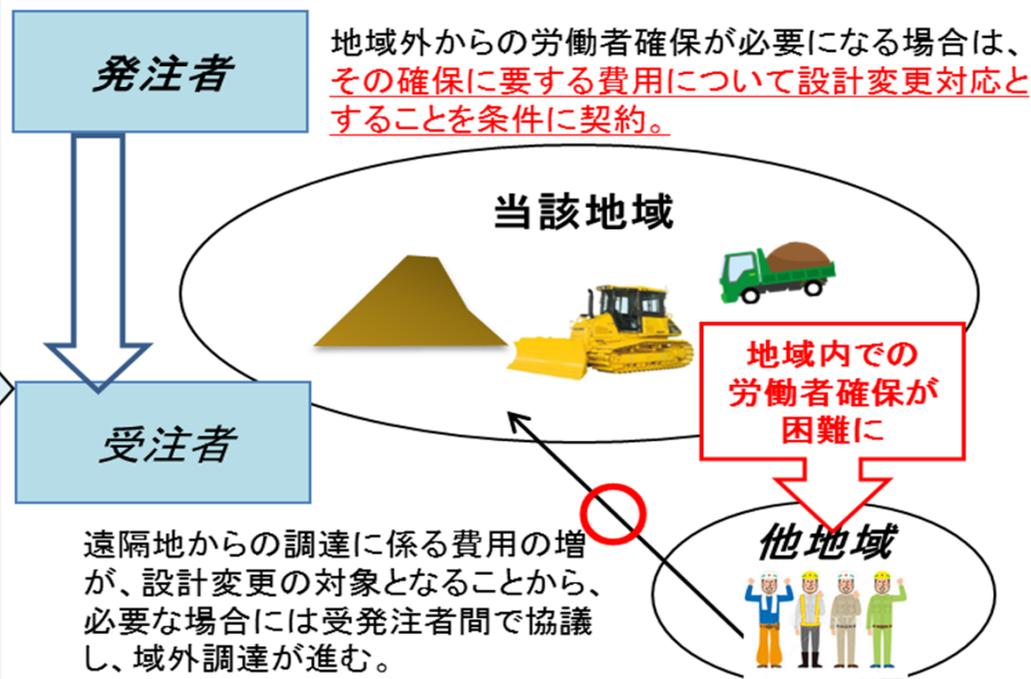
＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費 など

現状



対策



【災害時の対応】 ③災害協定の締結等建設業者団体等や、ほかの発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

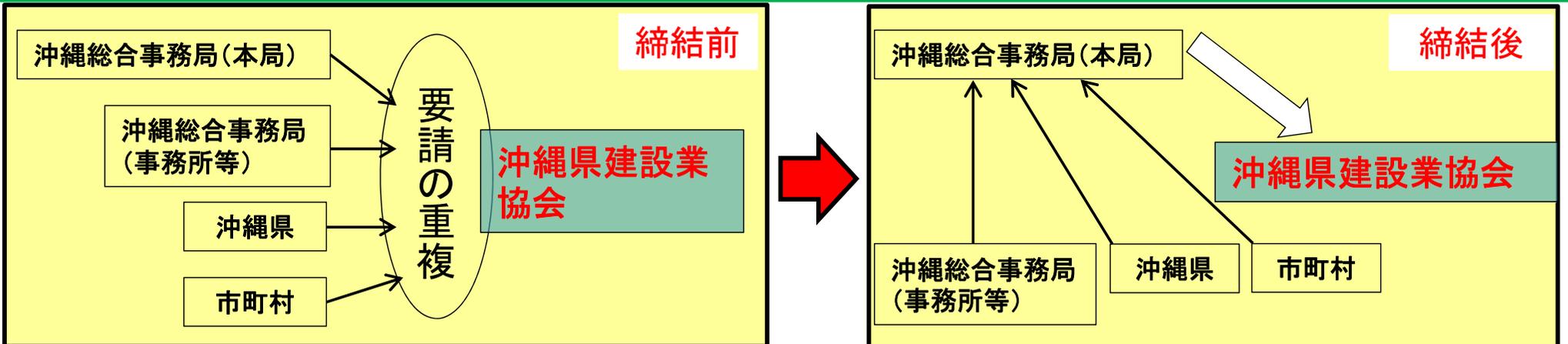
災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

■ 包括協定の事例(沖縄)

【背景】
 ○東日本大地震や熊本地震の教訓をもとに、大規模災害に備えた災害協定締結の動きが活発化。
 ○島しょ県沖縄は、大規模地震・津波災害が発生した場合、他府県からの支援が到着するまでに一定の期間を要する為、島内建設業者の限られた人材や建設資機材を効果的に活用して、道路啓開などの応急復旧を行う事が不可欠。

【課題】
 ○国・県等から様々な要請があるなかで、重複して要請するなど、協定に基づく対応に混乱が生じる例がある。

【対応】
 ○協力要請の重複を防ぐため、要請ルートを整理し明確化をはかる。
 ○既に昨年度、道路啓開計画・タイムラインについては策定済みである。この度、沖縄県・沖縄県建設業協会(357社加盟)と包括的協定手交式を行った(平成30年2月15日)。協定が結ばれた事により迅速な対応が可能になる。



令和 2 年 4 月 3 0 日
大臣官房技術調査課
土地・建設産業局建設業課

地方公共団体における 施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」しました！

～地方公共団体における施工時期の平準化について R1 入契調査をとりまとめ～

地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果をとりまとめ、公表しました。

1. 背景

昨年 6 月に新・担い手 3 法が成立し、品確法において、施工時期の平準化を図ることが公共発注者の責務として規定されるとともに、入契法において、施工時期の平準化を図るための措置を講ずることが公共発注者の努力義務とされました。また、昨年 10 月には、入契法適正化指針・品確法基本方針の一部変更が閣議決定され、施工時期の平準化を図るための具体的な取組が公共発注者の取り組むべき事項として位置付けられました。さらに、今年 1 月には、品確法運用指針が改正され、各公共発注者において施工時期の平準化の取組が強化されることとなりました。

国土交通省では、施工時期の平準化等を図るよう総務省と連名で各地方公共団体に対し要請してきたところですが、その際、施工時期の平準化については、**各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため**、平準化の進捗及び施策の取組状況を他の団体と比較できるよう公表するとしていたところです。

(※) 総務省と同日発表

2. 概要

各地方公共団体における施工時期の平準化に関する入契調査の結果をとりまとめ、各地方公共団体における平準化の進捗・取組状況について以下の項目を公表します。

◆進捗状況：平準化率

(※) 平準化率：4～6月期の平均稼働件数／年度の平均稼働件数
(※) 大臣官房技術調査課にてとりまとめたコリンズデータを踏まえて算出（平成 30 年度実績）

◆取組状況：令和元年度における下記の取組状況（「さしすせそ」）

- (さ) 工期一年未満の工事における債務負担行為の設定の有無・設定状況
ゼロ債務負担行為の設定の有無・設定状況
- (し) 柔軟な工期設定の有無・設定状況
- (す) 速やかな繰越手続の有無・実施時期
- (せ) 積算の前倒しの実施の有無
- (そ) 早期執行のための目標設定の有無

(※) (さ)・(し)の設定状況、(す)の実施時期については平成 30 年度実績

(参考) 令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査について

- ◇調査対象機関：地方公共団体 47 都道府県 20 指定都市 1721 市区町村（指定都市を除く）
- ◇調査対象時点：令和元年 11 月 1 日時点（平成 30 年度実績）

【お問い合わせ先】

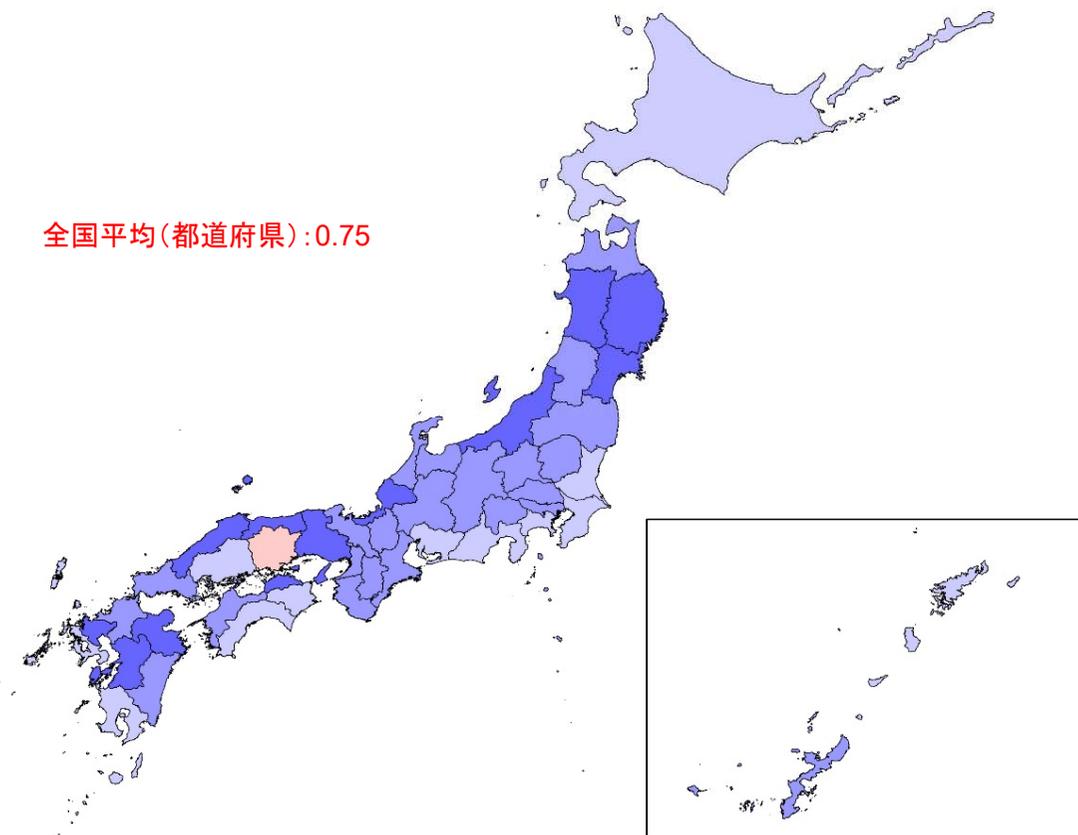
国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 出口 基準調整係長 中園
TEL：03-5253-8111（内線 22337）直通：03-5253-8220 FAX：03-5253-1536
国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐 前川 連携推進係 西尾
TEL：03-5253-8111（内線 24784）直通：03-5253-8278 FAX：03-5253-1553

平準化率の状況（都道府県）

都道府県の平準化率の状況

- 平準化率 0.8以上
- 平準化率 0.7～0.8
- 平準化率 0.6～0.7
- 平準化率 0.6未満

全国平均(都道府県):0.75



$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{(4～6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数

都道府県の平準化率一覧

北海道	0.70	栃木県	0.72	石川県	0.71	滋賀県	0.75	岡山県	0.56	佐賀県	0.81
青森県	0.73	群馬県	0.75	福井県	0.84	京都府	0.79	広島県	0.61	長崎県	0.65
岩手県	0.88	埼玉県	0.70	山梨県	0.72	大阪府	0.76	山口県	0.80	熊本県	0.87
宮城県	0.93	千葉県	0.60	長野県	0.80	兵庫県	0.81	徳島県	0.68	大分県	0.87
秋田県	0.84	東京都	0.76	岐阜県	0.78	奈良県	0.77	香川県	0.82	宮崎県	0.76
山形県	0.77	神奈川県	0.64	静岡県	0.67	和歌山県	0.72	愛媛県	0.72	鹿児島県	0.65
福島県	0.76	新潟県	0.88	愛知県	0.66	鳥取県	0.83	高知県	0.63	沖縄県	0.71
茨城県	0.64	富山県	0.79	三重県	0.76	島根県	0.82	福岡県	0.71		

鳥取県における各市町村の平準化率

<u>鳥取市</u>	0.56	岩美町	0.52	三朝町	0.84	日吉津村	0.13	日南町	0.83
<u>米子市</u>	0.50	若桜町	0.20	湯梨浜町	0.81	大山町	0.65	日野町	0.73
<u>倉吉市</u>	0.64	智頭町	0.56	琴浦町	0.72	南部町	0.68	江府町	0.81
<u>境港市</u>	0.81	八頭町	0.47	北栄町	0.89	伯耆町	0.57		

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

島根県における各市町村の平準化率

<u>松江市</u>	0.51	大田市	0.47	奥出雲町	0.65	邑南町	0.62	西ノ島町	0.67
浜田市	0.67	安来市	0.49	飯南町	0.39	津和野町	0.60	知夫村	1.14
<u>出雲市</u>	0.48	江津市	0.55	川本町	0.53	吉賀町	0.65	隠岐の島町	0.39
益田市	0.77	雲南市	0.56	美郷町	0.43	海士町	0.69		

※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典: 総務省「平成27年国勢調査」)

岡山県における各市町村の平準化率

<u>岡山市</u>	0.69	総社市	0.52	真庭市	0.48	里庄町	0.48	奈義町	0.25
<u>倉敷市</u>	0.74	高梁市	0.49	美作市	0.23	矢掛町	0.27	西粟倉村	0.00
<u>津山市</u>	0.52	新見市	0.53	浅口市	0.22	新庄村	0.67	久米南町	0.71
<u>玉野市</u>	0.61	備前市	0.68	和気町	1.14	鏡野町	0.36	美咲町	0.71
<u>笠岡市</u>	0.31	瀬戸内市	0.62	早島町	0.09	勝央町	0.86	吉備中央町	0.49
<u>井原市</u>	0.46	赤磐市	0.77						

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

広島県における各市町村の平準化率

<u>広島市</u>	0.80	<u>福山市</u>	0.55	<u>東広島市</u>	0.66	海田町	0.30	北広島町	0.91
<u>呉市</u>	0.40	府中市	0.75	<u>廿日市市</u>	0.47	熊野町	0.29	大崎上島町	0.39
竹原市	0.31	三次市	0.64	安芸高田市	0.52	坂町	0.75	世羅町	0.55
三原市	0.46	庄原市	0.62	江田島市	0.29	安芸太田町	0.38	神石高原町	0.48
<u>尾道市</u>	0.53	大竹市	0.22	府中町	0.38				

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線で表示(出典：総務省「平成27年国勢調査」)

山口県における各市町村の平準化率

<u>下関市</u>	0.69	<u>防府市</u>	0.76	長門市	0.71	山陽小野田市	0.74	田布施町	0.40
宇部市	0.73	下松市	0.68	柳井市	0.28	周防大島町	0.34	平生町	0.00
<u>山口市</u>	0.68	<u>岩国市</u>	0.48	美祢市	0.37	和木町	1.03	阿武町	1.31
萩市	0.42	光市	0.49	周南市	0.64	上関町	0.31		

※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)

※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

	機関名	平準化率	(さ) 工期1年未満の工事における 債務負担行為の設定		(さ) ゼロ債務負担行為 の設定		(し) 柔軟な工期設定		(す) 速やかな繰越		(せ) 積算の前倒し の実施の有無	(そ) 早期執行のための 目標設定・公表の 実施の有無
			設定の有無	工期1年未満の工事における 年間の工事発注件数に占める 設定件数比	設定の有無	年間の工事発注件数に占める 設定件数比	設定の有無	年間の工事発注件数に占める 設定件数比	実施の有無	実施時期		
鳥取県地方公共団体全体		0.74										
	鳥取県	0.83	○	10%	○	4.5%	○	1.8%	○	4月～10月初承認	×	○
鳥取県市区町村全体		0.61										
	鳥取県鳥取市	0.56	○	1%～5%	○	5%～10%	○	1%未満	○	4月～10月初承認	×	×
	鳥取県米子市	0.50	○	1%～5%	○	5%～10%	×	×	○	11月～12月初承認	×	×
	鳥取県倉吉市	0.64	○	10%以上	×	×	×	×	×	×	×	×
	鳥取県境港市	0.81	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
	鳥取県岩美郡岩美町	0.52	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
	鳥取県八頭郡若桜町	0.20	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	鳥取県八頭郡智頭町	0.56	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
	鳥取県八頭郡八頭町	0.47	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	鳥取県東伯郡三朝町	0.84	×	×	×	×	○	-	○	その他	○	×
	鳥取県東伯郡湯梨浜町	0.81	○	1%未満	×	×	○	1%未満	×	×	×	×
	鳥取県東伯郡琴浦町	0.72	×	×	×	×	○	10%以上	×	×	×	×
	鳥取県東伯郡北栄町	0.89	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	○	○
	鳥取県西伯郡日吉津村	0.13	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	鳥取県西伯郡大山町	0.65	○	1%未満 ※	×	×	○	-	○	その他	×	○
	鳥取県西伯郡南部町	0.68	○	1%未満 ※	×	×	○	1%未満 ※	○	その他	○	×
	鳥取県西伯郡伯耆町	0.57	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
	鳥取県日野郡日南町	0.83	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	鳥取県日野郡日野町	0.73	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	鳥取県日野郡江府町	0.81	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
島根県地方公共団体全体		0.70										
	島根県	0.82	○	4.4%	○	3.0%	○	0.4%	○	その他	×	×
島根県市区町村全体		0.55										
	島根県松江市	0.51	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	×	○
	島根県浜田市	0.67	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
	島根県出雲市	0.48	×	×	×	×	×	×	○	4月～10月初承認	×	×
	島根県益田市	0.77	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県大田市	0.47	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県安来市	0.49	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	×	×
	島根県江津市	0.55	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県雲南市	0.56	○	1%未満	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県仁多郡奥出雲町	0.65	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
	島根県飯石郡飯南町	0.39	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県邑智郡川本町	0.53	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
	島根県邑智郡美郷町	0.43	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県邑智郡邑南町	0.62	○	1%未満	×	×	○	1%未満	○	その他	×	×
	島根県鹿足郡津和野町	0.60	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	島根県鹿足郡吉賀町	0.65	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	島根県隠岐郡海士町	0.69	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
	島根県隠岐郡西ノ島町	0.67	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
	島根県隠岐郡知夫村	1.14	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×

機関名	平準化率	(さ) 工期1年未満の工事における 債務負担行為の設定		(ざ) ゼロ債務負担行為 の設定		(し) 柔軟な工期設定		(す) 速やかな繰越		(せ) 積算の前倒し の実施の有無	(そ) 早期執行のための 目標設定・公表の 実施の有無
		設定の有無	工期1年未満の工事における 年間の工事発注件数に占める 設定件数比	設定の有無	年間の工事発注件数に占める 設定件数比	設定の有無	年間の工事発注件数に占める 設定件数比	実施の有無	実施時期		
島根県隠岐郡隠岐の島町	0.39	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
岡山県地方公共団体全体	0.58										
岡山県	0.56	○	-	○	-	○	0.6%	○	4月～10月初承認	×	○
岡山県市区町村全体	0.60										
岡山県岡山市	0.69	○	0.8%	○	5.0%	×	×	○	4月～10月初承認	○	×
岡山県倉敷市	0.74	○	1%～5%	○	1%～5%	×	×	○	11月～12月初承認	○	×
岡山県津山市	0.52	○	1%～5%	○	1%未満	×	×	○	11月～12月初承認	○	×
岡山県玉野市	0.61	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
岡山県笠岡市	0.31	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県井原市	0.46	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
岡山県総社市	0.52	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県高梁市	0.49	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県新見市	0.53	○	1%未満	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県備前市	0.68	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
岡山県瀬戸内市	0.62	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	×	×
岡山県赤磐市	0.77	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
岡山県真庭市	0.48	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県美作市	0.23	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県浅口市	0.22	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県和气郡和气町	1.14	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県都窪郡早島町	0.09	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
岡山県浅口市里庄町	0.48	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
岡山県小田郡矢掛町	0.27	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県真庭郡新庄村	0.67	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
岡山県苫田郡鏡野町	0.36	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
岡山県勝田郡勝央町	0.86	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
岡山県勝田郡奈義町	0.25	○	1%未満	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県英田郡西粟倉村	0.00	○	1%未満	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県久米郡久米南町	0.71	○	1%未満 ※	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山県久米郡美咲町	0.71	○	-	○	-	×	×	○	その他	×	×
岡山県加賀郡吉備中央町	0.49	○	1%未満	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県地方公共団体全体	0.62										
広島県	0.61	○	37.4% ※	×	×	○	0.0% ※	○	4月～10月初承認	○	○
広島県市区町村全体	0.62										
広島県広島市	0.80	○	4.8%	○	2.0%	○	3.1%	×	×	×	×
広島県呉市	0.40	○	1%～5%	×	×	○	1%未満	○	11月～12月初承認	×	×
広島県竹原市	0.31	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	○	○
広島県三原市	0.46	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県尾道市	0.53	○	5%～10%	×	×	×	×	×	×	○	×
広島県福山市	0.55	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
広島県府中市	0.75	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県三次市	0.64	○	1%未満	×	×	×	×	○	4月～10月初承認	○	×
広島県庄原市	0.62	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×

機関名	平準化率	(さ) 工期1年未満の工事における 債務負担行為の設定		(ざ) ゼロ債務負担行為 の設定		(し) 柔軟な工期設定		(す) 速やかな繰越		(せ) 積算の前倒し の実施の有無	(そ) 早期執行のための 目標設定・公表の 実施の有無
		設定の有無	工期1年未満の工事における 年間の工事発注件数に占める 設定件数比	設定の有無	年間の工事発注件数に占める 設定件数比	設定の有無	年間の工事発注件数に占める 設定件数比	実施の有無	実施時期		
広島県大竹市	0.22	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
広島県東広島市	0.66	○	1%未満	○	1%未満	○	1%未満	○	その他	×	×
広島県廿日市市	0.47	○	1%～5%	×	×	○	1%未満	○	その他	○	○
広島県安芸高田市	0.52	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県江田島市	0.29	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県安芸郡府中町	0.38	×	×	○	1%～5%	×	×	○	11月～12月初承認	×	×
広島県安芸郡海田町	0.30	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
広島県安芸郡熊野町	0.29	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県安芸郡坂町	0.75	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
広島県山県郡安芸太田町	0.38	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
広島県山県郡北広島町	0.91	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広島県豊田郡大崎上島町	0.39	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	×	×
広島県世羅郡世羅町	0.55	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	○	×
広島県神石郡神石高原町	0.48	×	×	×	×	×	×	○	その他	×	×
山口県地方公共団体全体	0.72										
山口県	0.80	×	×	○	3.5%	×	×	○	11月～12月初承認	○	○
山口県市区町村全体	0.63										
山口県下関市	0.69	○	1%未満	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	○	×
山口県宇部市	0.73	×	×	×	×	○	1%～5%	×	×	×	○
山口県山口市	0.68	○	1%未満	○	1%未満	×	×	×	×	×	×
山口県萩市	0.42	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
山口県防府市	0.76	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県下松市	0.68	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県岩国市	0.48	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県光市	0.49	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県長門市	0.71	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県柳井市	0.28	×	×	×	×	×	×	○	11月～12月初承認	×	○
山口県美祿市	0.37	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県周南市	0.64	○	1%～5%	○	1%～5%	×	×	×	×	×	×
山口県山陽小野田市	0.74	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県大島郡周防大島町	0.34	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県玖珂郡和木町	1.03	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県熊毛郡上関町	0.31	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山口県熊毛郡田布施町	0.40	×	×	×	×	×	×	○	その他	○	×
山口県熊毛郡平生町	0.00	×	×	×	×	○	1%未満	○	その他	×	×
山口県阿武郡阿武町	1.31	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×